

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年10月31日

【事業年度】 第24期(自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 康夫

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 久保 玲士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 久保 玲士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月
売上高 (千円)	77,413,928	47,977,866	13,924,998	8,356,392	4,761,293
経常利益又は経常損失 (千円)	11,315,574	7,903,326	18,611,479	9,214,658	551,173
当期純利益又は当期純損失 (千円)	4,710,700	26,125,895	25,618,122	8,704,757	55,650
包括利益 (千円)					59,980
純資産額 (千円)	13,692,936	5,998,394	19,598,946	70,981	130,459
総資産額 (千円)	48,038,727	72,582,976	32,705,360	15,296,269	11,232,721
1株当たり純資産額 (円)	3,947.86	1,421.00	4,647.32	3,013.05	2,368.76
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	1,362.80	6,278.31	6,073.76	2,038.43	6.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	1,358.57				6.17
自己資本比率 (%)	28.4	8.3	59.9	0.4	1.1
自己資本利益率 (%)	38.5	265.9			57.6
株価収益率 (倍)	24.4				43.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	8,140,477	55,038,612	9,309,538	5,193,825	2,041,707
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,402,254	3,199,445	1,553,184	163,029	241,733
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,352,253	53,210,984	14,029,818	4,819,254	2,902,086
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	8,253,931	3,226,858	59,761	1,200,717	98,604
従業員数 (名)	404	218	40	33	13

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年8月1日付で株式1株を5株に分割いたしました。

3 第21期、第22期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月
売上高 (千円)	74,974,944	44,139,234	12,742,057	6,972,978	4,217,401
経常利益又は経常損失 (千円)	11,258,827	7,694,857	18,494,152	9,247,919	538,225
当期純利益又は当期純損失 (千円)	4,943,752	26,066,477	25,550,671	8,708,092	69,505
資本金 (千円)	2,937,965	12,944,169	12,944,169	300,000	300,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 3,458,595	普通株式 4,217,839	普通株式 4,217,839	普通株式 7,188,393 A種優先株式 8,916 B種優先株式 26,701 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822 譲渡制限種類 株式 1,818,182	普通株式 9,952,236 A種優先株式 8,916 B種優先株式 15,025 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822
純資産額 (千円)	13,932,289	5,937,339	19,609,466	57,126	130,459
総資産額 (千円)	46,566,247	71,683,063	32,694,841	15,234,765	11,232,721
1株当たり純資産額 (円)	4,028.31	1,407.67	4,649.81	3,014.58	2,368.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	普通株式 560 (280)	普通株式 230 (230)	普通株式 ( )	普通株式 ( ) A種優先株式 ( ) B種優先株式 ( ) C種優先株式 ( ) D種優先株式 ( ) E種優先株式 ( ) 譲渡制限種類 株式 ( )	普通株式 ( ) A種優先株式 ( ) B種優先株式 ( ) C種優先株式 ( ) D種優先株式 ( ) E種優先株式 ( )
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (円)	1,430.22	6,264.03	6,057.76	2,039.21	7.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	1,425.78				7.71

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月
自己資本比率 (%)	29.9	8.3	60.0	0.3	1.1
自己資本利益率 (%)	39.9	262.4			77.5
株価収益率 (倍)	23.3				34.6
配当性向 (%)	39.2				
従業員数 (名)	200	105	35	19	13

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2 平成18年8月1日付で株式1株を5株に分割いたしました。  
3 第21期、第22期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
昭和63年3月	東京都千代田区に内装事業を目的として株式会社白川エンタープライズを資本金 3,000千円をもって設立
平成3年2月	内装事業から建物管理業務へ進出
平成6年1月	興栄マネジメント株式会社に商号変更 東京都新宿区に本社を移転 内装事業から撤退
平成10年3月	100%出資子会社プロスパー建物管理株式会社(本店 東京都新宿区)を設立(平成14年2月に資本関係を解消)
平成11年4月	宅地建物取引業の免許を取得、建物管理業務と併せて賃貸管理業務へ進出
平成12年9月	プラネットサポート株式会社に商号変更
平成13年12月	一棟中古マンション『セントエルモ宮前平』を取得し、中古マンション事業へ本格的に進出
平成14年1月	株式会社アルデプロに商号変更
平成14年2月	建物管理事業より撤退
平成14年3月	賃貸管理部門を営業譲渡
平成16年3月	東証マザーズ上場
平成16年9月	宅地建物取引業 国土交通大臣免許(1)第6933号を取得 プラネットサポート株式会社の全株式を取得し、子会社化 プロパティ・マネジメント事業へ再参入
平成16年10月	大阪市中央区、札幌市北区、横浜市西区に支店を開設
平成16年12月	福岡市中央区に支店を開設
平成17年2月	千葉県船橋市、さいたま市大宮区、名古屋市中区、仙台市青葉区に支店を開設
平成17年3月	広島市中区に支店を開設
平成17年7月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の株式を91.3%取得し、子会社化
平成17年10月	100%子会社の株式会社アルデプロアセットマネジメントを設立
平成17年11月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社がプラネットサポート株式会社を吸収合併
平成18年3月	株式会社尾高電工の発行済株式全株を取得し、子会社化 100%子会社の株式会社アルデプロプロパティマネジメントを設立
平成18年7月	当社保有のジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を株式会社アルデプロプロパティマネジメントへ譲渡 株式会社アルデプロアセットマネジメントの株式85.05%をプラチナ・アドバイザーズ株式会社へ譲渡
平成19年3月	株式会社オーパスの発行済株式全株を取得し、その100%子会社である株式会社サワケンホーム、株式会社ART都市開発を含め子会社化
平成19年4月	株式会社勤住ライフの第三者割当増資を全額引き受け、子会社化 株式会社日本インベスターズサービスの第三者割当増資を全額引き受け、子会社化
平成19年6月	株式会社アルデプロプロパティマネジメントが株式会社マッチング・ナビの発行済株式全株を取得し、子会社化 株式会社アルデプロプロパティマネジメントが株式会社メイブルリビングサービスの発行済株式の40%を取得し、持分法適用会社化
平成19年9月	株式会社ART都市開発の全株式を譲渡し、子会社から除外
平成19年11月	千葉支店(千葉県船橋市)、大宮支店(埼玉県さいたま市)を閉鎖
平成20年2月	株式会社尾高電工の全株式を譲渡し、子会社から除外 株式会社アルデプロプロパティマネジメント社が保有する株式会社メイブルリビングサービスの株式を譲渡し、持分法適用関連会社から除外

年月	概要
平成20年 5月	株式会社アルデプロプロパティマネジメントの全株式を譲渡し、子会社から除外
平成20年 7月	株式会社日本インベスターズサービスの全株式を譲渡し、子会社から除外
平成20年10月	100%子会社の株式会社アルデプロ住宅販売を設立
平成20年12月	株式会社オーパスの全株式を譲渡し、その子会社たる株式会社サワケンホームを含め子会社から除外
平成21年 4月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を譲渡し、子会社から除外
平成22年10月	広島支店（広島県広島市）を閉鎖
平成23年 4月	株式会社アルデプロ住宅販売の全株式を譲渡し、子会社から除外

### 3 【事業の内容】

当社の事業における当社の位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

セグメント	事業の内容
不動産再活事業	<p>当事業は、中古のマンションの再生および流通活性化を目的としております。</p> <p>具体的には、法人あるいは個人の所有する中古マンションや企業所有の社員寮等を一棟ごと、あるいは同一棟内より大量にもしくは戸別に購入し、戸別もしくは複数戸を実住物件(注)・投資物件として販売する事業であります。購入に際しては、綿密なデューデリジェンスを行い、購入後、区分登記されていない場合には区分登記し、さらに付加価値を高めるため、リフォーム、管理組合の設立準備等を行い販売しております。</p>
その他事業	<p>不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。</p>

(注) 当社では、購入希望者が実際に住むことを前提とした物件を「実住物件」と称しております。

なお、当連結会計年度において、子会社である株式会社アルデプロ住宅販売の当社保有全株式を平成23年4月27日付で譲渡したことに伴い、同社は連結子会社から除外されました。

### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

### 5 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

(平成23年7月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産再活事業	7
その他事業	1
全社(共通)	5
合計	13

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員が前期に比べ20名減少しておりますが、その主な理由は、株式会社アルデプロ住宅販売が連結子会社から除外されたこと、通常の自己都合による退職などによるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成23年7月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
13	38.1	5.6	4,684

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産再活事業	7
その他事業	1
全社(共通)	5
合計	13

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金(時間外勤務手当)を含んでおります。  
3 従業員が前期に比べ6名減少しておりますが、その主な理由は通常の自己都合による退職などによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジアを中心とする海外景気の改善や企業収益の回復の兆しがみられたものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により個人消費や企業の生産・輸出が縮小しました。その後は、企業収益は回復傾向を示しておりますが、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社が属する不動産業界におきましては、低金利や政府による住宅取得促進政策（住宅取得資金の贈与税の非課税枠拡大、住宅版エコポイント制度）などにより、堅調に推移していたものの、平成23年7月の首都圏新築マンションの発売戸数は4,073戸、前年同月比1.3%減、契約率は76.2%、同2.0ポイントのダウンとなりました。また、首都圏の中古マンション市場につきましては、成約件数が平成23年2月まで3カ月連続で前年を上回りましたが、平成23年3月以降は7月まで前年割れが続いております。

一方、主に法人向けの収益用不動産市場につきましては、平成23年7月の東京都心5区のオフィスビルの平均空室率は8.76%と4カ月連続で低下しておりますが、依然として高止まりの状況が続いております。

また、金融機関による不動産向け融資につきましては、日銀短観6月調査によりますと大企業向けがプラス4%（平成23年3月はマイナス1%）、中堅企業はマイナス4%（同マイナス7%）、中小企業はマイナス8%（同マイナス14%）と小幅に改善しているものの、依然として慎重姿勢が継続しているものと見受けられます。

こうした環境のなか、当社では収益用物件や土地の販売に注力してまいりました。これらの収益用不動産や土地などは、事業再生ADR手続の事業再生計画における販売用不動産であり、これまではその販売を中心としておりましたが、当期においては、当期に仕入れた不動産物件の販売も手がけました。しかしながら、法人向けの収益用不動産や土地などの販売が振るわず、売上高は47億61百万円（前期比43.0%減）、営業損失は4億86百万円（前期は74億72百万円の営業損失）、経常損失は5億51百万円（前期は92億14百万円の経常損失）となりました。一方、債務免除益5億36百万円など特別利益の計上により、当期純利益は55百万円（前期は87億4百万円の当期純損失）となりました。

なお、平成23年4月27日付で子会社であった株式会社アルデプロ住宅販売の当社保有全株式を譲渡したため、同社の業績は平成23年4月分まで連結損益計算書に反映しております。同社では、個人向けの中古マンションの販売をメインとしておりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は次のとおりであります。

#### 不動産再活事業

個人向けの中古マンション再活事業は子会社である株式会社アルデプロ住宅販売で手がけておりました。当社は、同社の保有株式全株を平成23年4月27日付で譲渡したことにより、連結損益計算書には同社の平成22年8月1日から平成23年4月末日までを反映し、平成23年5月から平成23年7月までの実績については当社の連結業績からは外れております。このため、個人向け中古マンション再活事業の売上高は前期に比べて減少しました。

また、主に法人向けを対象とした収益用物件や土地などの売上は、買い手側に物件取得ニーズはあるものの、買い手に対する金融機関による不動産向け融資姿勢の厳格化の影響を受け、買い手側の資金調達が不調に終わることが多く、低調に推移しました。

以上から、不動産再活事業の売上高は42億円（前期比44.9%減）、営業損失は1億70百万円（前期は68



億84百万円の営業損失)となりました。

#### その他事業

その他事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等で構成されております。受取賃料収入は保有不動産の売却に伴い減少しました。

以上から、その他事業売上高は、5億60百万円(前期比22.8%減)、営業利益は1億42百万円(前期は31百万円の営業損失)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は98百万円となり、前連結会計年度末の残高12億円と比べて、11億2百万円減少しました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、20億41百万円の増加(前連結会計年度は51億93百万円の増加)となりました。これは、たな卸資産の減少による営業キャッシュ・フローの増加31億13百万円などによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2億41百万円の減少(前連結会計年度は1億63百万円の増加)となりました。これは、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出2億49百万円、差入保証金の回収による収入7百万円などによるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、29億2百万円の減少(前連結会計年度は48億19百万円の減少)となりました。これは、物件の売却に伴う短期借入金の減少27億84百万円、株式交付費の支出1億円などによるものであります。

## 2 【仕入及び販売の状況】

### (1) 仕入実績

仕入実績は、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
セグメントの名称		
不動産再活事業	1,052,682	11.5
その他事業		
合計	1,052,682	11.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
セグメントの名称		
不動産再活事業	4,200,819	44.9
その他事業	560,473	22.8
合計	4,761,293	43.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
東急不動産株式会社	1,259,887	15.1		
株式会社コーセーアールイー	842,012	10.1		
東海建物株式会社			578,627	12.2
株式会社玉屋			960,430	20.2
株式会社マルエス原田			956,060	20.1

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 会社の経営の基本方針

##### 基本的な考え方

当社は「三つの豊かさの追求」という経営理念を掲げております。具体的には、「経済的豊かさ」「身体的豊かさ」、そして「心の豊かさ」を追求することであります。

私たちは、一人の人間として人生の目標を会社の経営理念とすることで、会社のベクトルとそこで働く役員・従業員のベクトルが乖離することがなくなると考えております。そして、この経営理念は、当社の役員・従業員のみならず顧客、株主の皆さま、そして多くのステークホルダーの皆さまにも追求していただけるとともに、当社のビジネスモデルや経営戦略をも深くご理解いただけるものと考えております。また、上記に掲げた理念の追求及びその結果としての利益の追求、つまり「理と利」の追求が、株主価値を高めるものであると考えております。

この経営理念のもと、当社は「成長し続ける真のパブリックカンパニー」をビジョンとして掲げ、邁進してまいります。そして、次世代へとつながるゴーイング・コンサーン企業となるべく、不動産の再活事業を通じて雇用、生産、納税の三大使命を果たしてまいります。

##### 理念経営

当社は、経営の健全性、迅速な意思決定、ならびに経営の執行・監督体制を維持・充実することによる株主価値の向上が経営の重要課題であると考えております。不公正・非効率な経営は、株主価値を損なうのみならず、会社の成長にとって致命的な妨げになります。

当社が掲げる「理念経営」は、「三つのS」（注1）をキーワードとし、これは企業活動の根幹をなすものであると考えております。

そのためには、取締役をはじめとする経営者及び管理職が率先して、志と自己規律を高めて法令遵守・順法精神の向上に努め、さらに徹底した対話を重ね経営戦略の共有化を図っていくことで、株主価値を高めてまいります。

「三つの豊かさの追求」という一人の人間としての人生の目標に遡り、それを「三つのS」として理念経営に昇華することで、社会的に存在意義のある企業を目指してまいります。

（注）1 「三つのS」

CS...Customer's Satisfaction（顧客満足）

ES...Employee's Satisfaction（従業員満足）

SS...Shareholder's Satisfaction（株主満足）

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、経営理念の一つである「経済的な豊かさ」を追求するために、売上高経常利益率を経営の重要な指標と位置づけております。具体的には、売上高経常利益率15%を目指しております。これは、経常利益こそが、株主の皆さまに対する利益配当還元の出発点であり、また従業員に対する豊かさの実現のための原資であり、そして何よりも会社が継続して成長していくための根幹であると考えているからであります。

当連結会計年度における売上高経常利益率は経常損失を計上しているため、11.6%であります。当社といたしましては、早期の黒字化を目指してまいります。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、事業再生計画を策定し、平成22年6月29日に対象債権者の皆様にご承認をいただきました。中長期的な経営計画の概要は次のとおりです。

#### 開発事業等からの撤退

当社は過去の業績悪化の反省を踏まえて、投資関連事業、開発事業から撤退し、当社ビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業へ集中してまいります。当社は平成19年8月に連結売上高1,607億円の業績見通しを発表し、その達成のため、不動産仕入を積極的に行いました。そのとき、これまで手がけてこなかった土地の仕入れなどの開発案件にも範囲を広げました。しかし、開発案件は土地を仕入れてから建物を建設して販売するため資金を回収するために長期間（物件によっては2年や3年）を要し、資金繰りが逼迫する一因となりました。

当社のビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業は販売期間が短いため、資金効率が良いことが特徴です。このため、開発案件からは撤退し、中古マンション再活事業に経営資源を集中してまいります。

また、平成19年7月期まで支店・営業所の拡大、子会社の買収、設立などを進めてまいりましたが、不動産市況の下落、経営資源の首都圏への集中、子会社への投資の見直しなどを進め、支店・営業所の閉鎖、子会社の売却などを進めました。現在、営業拠点は本社のみとなり、また子会社はありません。

#### (4) 会社の対処すべき課題

当社は、平成22年6月29日付で事業再生ADR手続が成立したことを受けて、事業再生計画を遂行し、業績の回復、財務基盤の向上を目指してまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性のある、リスク及び変動要因は以下に記載するとおりですが、当社では、これらリスクの存在を認識した上で、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。なお、記載しております文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

##### 業界動向について

##### 業界における法的規制について

当社は、不動産関連業界に属し、なかでも当該業界におけるマンションやオフィスビル等の取引については「宅地建物取引業法」、「建物の区分所有等に関する法律」、「借地借家法」、「建築基準法」及び「都市計画法」等の法的規制があります。当社は、不動産流通業者としてこれらの規制を受けており、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産の流通業務、賃貸業務等を行っております。また当社は、金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」の登録を行っております。

これら許認可等には有効期限があり、その円滑な更新に努めるとともに、これらの法令諸規則が遵守されるよう、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令遵守の徹底や法令リスク管理等に努めております。

現在、当該許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、万一、将来何らかの理由により当該許認可等が取り消された場合、また上記法令諸規則の改廃や新たな法的規制の新設、あるいはこれら法令諸規則の違反等が発生した場合には、当社の事業運営や業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

##### 景気動向等が当社の事業に与える影響について

不動産業界の業況は、一般的に景気動向、金利動向、地価動向、税制及び法的規制等の要因により影響を受けやすい傾向にあります。

当社では、一般個人顧客に中古マンションを販売する場合、賃貸住宅に居住しているお客様を中心に営業を行っておりますが、景気低迷、物件価格の上昇、及び金利の上昇等により、中古マンションに対する購

買意欲が相対的に減退した場合、業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

また、当社は収益用の投資物件の販売も行っております。投資対象となる不動産物件からの賃貸収入及びそれらの収益を基準として算定した不動産価格と事業損益は密接に関係しており、その賃貸収入は景気の影響を受ける傾向にあります。また、昨今の金融市場の悪化がもたらすクレジット・クランチがさらに長期に及んだ場合、不動産流通市場に与える影響が一段と深刻化するおそれがあり、当社の業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

#### 競合及び価格競争について

当社は、主に実住物件は一次取得者に、また投資物件は法人及び個人を対象に、一般的に新築マンションに比べて安価な中古マンションを提供しております。

当社は、「再活」事業のノウハウを蓄積し、今後もさらなる同事業の深耕を企図しておりますが、競合企業の増加は否定できません。たとえば、競売市場からの仕入れにつきましては、競売入札参加者は増加傾向にあり競争が激化しております。また、不動産流通市場におきましても首都圏の優良物件を中心に仕入れ競争が激化しております。当社といたしましては、仕入れに際して綿密なデューデリジェンスを行い、付加価値を高めた商品を販売しておりますが、今後、競争の激化により販売戸数が減少した場合、又は仕入物件の減少や価格競争による仕入価格の上昇等により採算が悪化した場合には、当社の業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

#### 事業内容について

##### 当社株式の特設注意市場銘柄の指定について

当社は、平成21年11月24日付「当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、当社株式の特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、平成21年11月25日付にて、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定（平成21年10月23日付）は解除されました。しかしながら、当社において、会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことが判明し、このことから、同日、東証より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第501条第1項第1号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されました。

特設注意市場銘柄に指定された場合、指定日から1年ごとに内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を提出し、東証の審査を受けることとなります。審査の結果、引き続き内部管理体制等に問題があると認められるときは、指定が継続され、3年間（3回）の審査機会をもってしても指定解除に至らない場合、上場廃止となります。

当社では、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて、内部管理体制の改善を進めてまいります。しかしながら、上記指定の解除に至らず上場廃止となった場合には、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 在庫リスクについて

当社では、販売物件の価格、戸数、収益用物件の場合は稼働率や受取賃料等を総合的に勘案して営業戦略を立案しております。また、販売の進捗状況を迅速かつ的確に把握し、当初の計画どおりに販売が行われていない場合には積極的に営業戦略の見直し・改善を図る等、機動的な営業体制を構築することで効率的な販売ができるよう努力しております。しかしながら、物件仕入におけるデューデリジェンスがうまくいかなかった場合、稼働率の低下や受取賃料の減少等による収益物件の利回り低下による投資対象としての魅力が減退した場合、また、購入希望者に対する金融機関からの融資がつかず販売が順調に進まないなど在庫が滞留した場合には、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。

## 事業再生ADR手続における経営計画の遂行について

当社は、平成22年6月29日付にて、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続を成立させ、その中で、事業再生計画を策定しております。

当社といたしましては、当該経営計画を着実に成し遂げ、事業再生を達成してまいりたいと考えております。しかしながら、事業再生ADR手続における経営計画の初年度である平成23年7月期の経営成績は、未達に終わりました。一方、対象金融機関に対する債務の弁済について支払期間の延長を求め、対象となる全金融機関からの了承を頂いております。

現段階において、事業再生ADR手続における経営計画の未達により当社経営に重大な影響を与える状態にはありませんが、今後の経営計画の遂行状況によっては当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 有利子負債への依存について

当社の不動産プロジェクトにおける不動産取得費は、主に金融機関からの借入金によって調達していたため、総資産額に占める有利子負債の割合が高く、当社の経営成績及び財政状態は金利変動により影響を受ける可能性があります。

(単位：千円)

	平成20年7月期	平成21年7月期	平成22年7月期	本連結会計年度末
有利子負債残高(A)	59,935,812	45,259,396	12,410,013	9,607,998
総資産額(B)	72,582,394	32,705,360	15,296,269	11,232,721
有利子負債依存度(A÷B)	82.60%	138.40%	81.13%	85.54%

## 知的財産権について

当社では、一棟仕入を行った中古マンションに対して「セントエルモ」のブランドを冠して販売しております。当ブランドはすでに商標権を取得しておりますが、今後も必要に応じて知的財産権の登録出願を行う等、その保護を図る方針であります。ちなみに、新築分譲マンション、新築賃貸マンション、新築商業ビル、新築戸建などについても商標登録を行っております。当社におきましては、現時点までにブランドに関して重大なトラブルが生じた事実はありませんが、ブランドに関してトラブルが生じた場合、当社の業績及び今後の事業展開において重大な悪影響を受ける可能性があります。

## 訴訟の可能性について

当社が販売・施工・管理する不動産物件において瑕疵の発生、管理状況に対する顧客からのクレーム、入退居時の居住者とのトラブル、販売方法に関するトラブル等の発生を理由とする、又はこれらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 事業体制について

## 人材の確保について

当社の営む事業は人的資本により成り立っており、当社の成長速度に見合った人員の確保および育成が経営上の重要な課題となっております。

当社は、当社が掲げる経営理念に賛同できることを重要な要素として、多種多様な業界からの中途採用を中心に採用活動を行っております。

さらに、経営理念を全社で追求することにより、部門間での人事異動を可能にし、人材の有効活用が実現すると考えております。しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合、又は現在在職している人材が流出し、必要な人材を確保できなくなった場合、当社の業績及び今後の事業推進に影響を与

える可能性があります。

#### 顧客情報について

当社は営業活動に伴って入手した顧客情報を、当社内のコンピュータシステム上において管理しております。顧客情報の管理には細心の注意を払っておりますが、外部からの不正なアクセス等により、顧客情報の外部への漏洩が発生した場合、当社の信用力が低下し、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、当連結会計年度において、営業損失4億86百万円、経常損失5億51百万円を計上し、4期連続で営業損失、経常損失を計上しております。また、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余儀なくされました。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

#### その他

##### 株式の希釈化について

当社は平成22年7月28日に第三者割当により普通株式、譲渡制限種類株式、優先株式（A種ないしE種）を発行し、平成23年7月31日現在では、普通株式9,952,236株、A種優先株式8,916株、B種優先株式15,025株、C種優先株式2,160,476株、D種優先株式2,160,410株、E種優先株式138,822株を発行しております。このうち、優先株式については、将来的に転換比率により優先株式のうちC種ないしE種優先株式については、その同数が普通株式に転換されますが、A種及びB種優先株式については、転換後の普通株式は、それぞれ722,108株及び1,216,922株となります。

また、当社は、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する志気を高めることを目的として、取締役及び従業員等に対してインセンティブ制度を導入しております。当該制度は、会社法第236条、238条及び239条に基づく新株予約権を付与しているものであり、平成20年12月9日に開催された取締役会の決議をもとに、取締役、従業員に対して付与いたしました。当該新株予約権にかかる新株発行予定数の合計は平成23年7月31日現在で、6,160株であります。

なお、これら優先株式の普通株式への転換、及び新株予約権が行使された場合、当社の普通株式の発行株済式の総数は16,357,134株となり、株式価値の希釈化が生じることになります。さらに当社は、今後もストック・オプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希釈化し、当社株価や当社普通株式の需給関係等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

#### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおり

りであります。なお、財政状態の分析につきましては、下記のとおりであります。

## (2) 財政状態

当連結会計年度においては、主力の不動産再活事業に注力してまいりました結果、当連会計年度の売上高は47億61百万円（前期比43.0%減）、経常損失は5億51百万円（前期は92億14百万円の経常損失）、当期純利益は55百万円（前期は87億4百万円の当期純損失）となりました。この結果、総資産は112億32百万円（前連結会計年度末比26.6%減）、純資産は1億30百万円（前連結会計年度末比83.8%増）となりました。

### （流動資産）

当連結会計年度の流動資産は110億9百万円（前連結会計年度末比27.7%減）となりました。主な項目としては、たな卸資産が103億41百万円（同25.8%減）があります。

### （固定資産）

当連結会計年度の固定資産は2億23百万円（同253.1%増）となりました。主な項目としては、長期貸付金2億円があります。

### （流動負債）

当連結会計年度の流動負債は105億98百万円（同28.0%減）となりました。主な項目としては、短期借入金91億95百万円（同23.2%減）があります。

### （固定負債）

当連結会計年度の固定負債は5億3百万円（同0.3%増）となりました。主な項目としては、長期借入金3億56百万円（同27.6%増）があります。

### （純資産）

当連結会計年度の純資産の部合計は1億30百万円（同83.8%増）となりました。主な内訳は、資本金が3億円、利益剰余金が1億75百万円であります。

## (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

### （継続企業の前提に関する重要事象等）

当社は、当連結会計年度において、営業損失4億86百万円、経常損失5億51百万円を計上し、4期連続で営業損失、経常損失を計上しております。また、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余儀なくされました。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

当社は、事業再生計画に基づき、開発事業からの撤退、中古マンション再活事業への集中等、事業再生計画を進めてまいりました。既存の販売用不動産の販売が当初見込みを大幅に下回ったことから当連結会計年度は営業損失、経常損失となりましたが、債務免除を受けたことにより、当期純利益は55百万円となりました。

なお、当社は以下の対応策を講じ、当該事象の解消と改善に向けて努めており、その結果、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

事業再生ADR手続の中で全金融機関と合意した債務弁済計画案について、対象となる全金融機関と債務弁済額の変更および弁済期間のリスケジュールについて平成23年9月29日までに了承を得ております。

金融機関に対しては、引き続き既存の販売用不動産の売却等について協議を進め、継続して支援を受ける予定であります。

以上により、当社は、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した重要な設備投資はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	構築物	車両 運搬具	工具器具 備品	土地 (面積㎡)	
本社 (東京都新宿 区)	全社統括業務 不動産再活事業 その他事業	統括 業務 設備					( )	13

(注) 賃借中の主な設備は次のとおりであります。

名称	年間賃借料(千円)
本社事務所	20,935

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,753,572
A種優先株式	8,916
B種優先株式	26,701
C種優先株式	2,160,476
D種優先株式	2,160,410
E種優先株式	138,822
譲渡制限種類株式	1,818,182
計	35,067,079

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年10月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,952,236	10,009,173	東京証券取引所 マザーズ	単元株制度は採用しており ません。 (注)2
A種優先株式	8,916	8,916		単元株制度は採用しており ません。 (注)4,5
B種優先株式	15,025	14,322		単元株制度は採用しており ません。 (注)3,4,6
C種優先株式	2,160,476	2,160,476		単元株制度は採用しており ません。 (注)4,7
D種優先株式	2,160,410	2,160,410		単元株制度は採用しており ません。 (注)4,8
E種優先株式	138,822	138,822		単元株制度は採用しており ません。 (注)4,9
計	14,435,885	14,492,119		

- (注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成23年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、取得請求権の行使に伴う優先株式の取得と引換えによる普通株式の発行により発行済株式が56,937株増加しております。
- 3 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、取得請求権の行使に伴い取得した優先株式の消却により発行済株式が703株減少しております。
- 4 A種ないしE種優先株式は、現物出資（借入金の株式化 27,203百万円）によって発行されたものであります。
- 5 A種優先株式の内容は次のとおりであります。
1. 剰余金の配当
    - (1) A種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に以下の年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) A種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときであっても、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第7項(2)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、300,000円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left( \text{発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本 において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本 による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

#### 5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

##### (1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

##### (2) 取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。

##### (3) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株1株につき、300,000円とする。

#### 6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### 7. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

##### (2) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。

#### 8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### 9. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
  - (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無  
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
  11. 株主総会において議決権を有しない理由  
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 6 B種優先株式の内容は次のとおりであります。
1. 剰余金の配当
    - (1) B種優先配当金  
当社は、期末配当金の支払いを行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。
    - (2) B種優先配当金の額  
B種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  
2011年度および2012年度 = 0.1%  
2013年度および2014年度 = 0.3%  
2015年度以降 = 0.5%
    - (3) B種優先中間配当金  
当社は、中間配当金の支払いを行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。
    - (4) 非累積条項  
B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときであっても、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。
    - (5) 非参加条項  
B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
  2. 残余財産の分配
    - (1) B種優先残余財産分配金  
当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、300,000円（以下「B種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
    - (2) 非参加条項  
B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。
  3. 議決権  
B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### 4. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、2011年7月28日以降2020年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「B種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left( \text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初

の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主およびB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

#### 5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種転換請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式の全部を、B種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2020年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### 6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

#### (2) 強制償還価額

強制償還価額は、B種優先株式1株につき、300,000円とする。

#### 7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。  
(2) 当社は、B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### 8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それ



- らの間では同順位かつ同額とする。)とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位(それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。)とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。
- (3) 本内容におけるC種優先配当金、D種優先配当金、C種優先残余財産分配金、およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。
9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無  
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
10. 株主総会において議決権を有しない理由  
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 7 C種優先株式の内容は次のとおりであります。
1. 剰余金の配当
- (1) C種優先配当金  
当社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)またはC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「C種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。
- (2) C種優先配当金の額  
C種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率(以下「C種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- 2011年度および2012年度 = 0.1%  
2013年度および2014年度 = 0.3%  
2015年度以降 = 0.5%
- (3) C種優先中間配当金  
当社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「C種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。
- (4) 非累積条項  
C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払うC種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときであっても、そのC種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (5) 非参加条項  
C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
2. 残余財産の分配
- (1) C種優先残余財産分配金  
当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、3,704円(以下「C種優先残余財産分配金」という。)を支払う。
- (2) 非参加条項  
C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。
3. 議決権  
C種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
4. 普通株式を対価とする取得請求権  
C種優先株主は、2013年7月28日以降2022年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「C種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するC種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。
- (1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数  
C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種優先株式の取得と

引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left( \text{発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に

際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主およびC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

#### 5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種転換請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式の全部を、C種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2022年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### 6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

##### (2) 強制償還価額

強制償還価額は、C種優先株式1株につき、3,704円とする。

#### 7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### 8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配

金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無  
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
  10. 株主総会において議決権を有する理由  
当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。
- 8 D種優先株式の内容は次のとおりであります。
1. 剰余金の配当
    - (1) D種優先配当金  
当社は、期末配当金の支払いを行うときは、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、当該D種優先中間配当金を控除した額とする。
    - (2) D種優先配当金の額  
D種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  
2011年度および2012年度 = 0.1%  
2013年度および2014年度 = 0.3%  
2015年度以降 = 0.5%
    - (3) D種優先中間配当金  
当社は、中間配当金の支払いを行うときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。
    - (4) 非累積条項  
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払うD種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときであっても、そのD種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。
    - (5) 非参加条項  
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
  2. 残余財産の分配
    - (1) D種優先残余財産分配金  
当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、3,704円（以下「D種優先残余財産分配金」という。）を支払う。
    - (2) 非参加条項  
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。
  3. 議決権  
D種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
  4. 普通株式を対価とする取得請求権  
D種優先株主は、2015年7月28日以降2024年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「D種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するD種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとする。
    - (1) D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数  
D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。
    - (2) 取得価額  
当初取得価額は、3,704円とする。
    - (3) 取得価額の調整
      - (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。  
普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。

く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社} \\ \text{が保有する普通株式の数）} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払} \\ \text{込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はD種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

#### 5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、D種転換請求期間中に取得請求のなかったD種優先株式の全部を、D種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、かかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2024年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をD種優先株主に対して交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### 6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

##### (2) 強制償還価額

強制償還価額は、D種優先株式1株につき、3,704円とする。

#### 7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、D種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

#### 8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびC種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

#### 9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めのある無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

#### 10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

#### 9 E種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### 1. 剰余金の配当

- (1) E種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) E種優先配当金の額

E種優先配当金の額は、3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) E種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払うE種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときであっても、そのE種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) E種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、3,704円を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

E種優先株主は、2019年7月28日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「E種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するE種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数 - 当社} \\ \text{が保有する普通株式の数)} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払} \\ \text{込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left( \begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。))の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。



(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、E種転換請求期間中に取得請求のなかったE種優先株式の全部を、E種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、かかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をE種優先株主に対して交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、E種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、E種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、E種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	1個(注2)	1個(注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400株(注2,3)	400株(注2,3)
新株予約権の行使時の払込金額	150円(注4)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150円 資本組入額 75円	同左
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時 においても当社の取締役、 監査役または従業員の地位 にあることを要するものと する。ただし、当社取締役会 において承認を得た場合に はこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めな い。 c その他新株予約権の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところ による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 当社は、以下のように株式分割を行っております。

平成15年10月7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月5日付をもって普通株式1株を2株に分割  
平成16年4月7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年6月18日付をもって普通株式1株を4株に分割  
平成16年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式1株を10株に分割  
平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割  
これらにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ調整されております。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。調整の結果、1端株(1株の100分の1)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4 株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

第6回新株予約権

平成20年12月9日の取締役会決議に基づいて発行した第6回新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成23年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数	6,160個(注1)	6,160個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,160株(注1,2)	6,160株(注1,2)
新株予約権の行使時の払込金額	1,358円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,358円 資本組入額 679円	同左
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時 においても、当社の取締役、 監査役または従業員のいづ れかの地位にあることを要 する。ただし、当社取締役会 において承認を得た場合に はこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めな い。 c その他、新株予約権の行使の 条件は株主総会決議および 取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権者との間で 締結する新株予約権割当契 約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

3 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約

権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約  
または株式移転計画において定めた場合に限るものいたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年8月1日 (注)1	2,761,516	3,451,895		2,930,948		2,771,918
平成18年8月1日～ 平成19年7月31日 (注)2	6,700	3,458,595	7,017	2,937,965	7,017	2,778,935
平成19年8月28日 (注)3	756,144	4,214,739	10,000,004	12,937,969	10,000,004	12,778,939
平成19年8月1日～ 平成20年7月31日 (注)4	3,100	4,217,839	6,200	12,944,169	6,200	12,785,139
平成20年10月24日 (注)5		4,217,839		12,944,169	475,721	12,309,418
平成22年7月28日 (注)6	3,489,584	7,707,423	335,000	13,279,169	335,000	12,644,418
平成22年7月28日 (注)7	8,916	7,716,339	1,337,400	14,616,569	1,337,400	13,981,818
平成22年7月28日 (注)8	26,701	7,743,040	4,005,150	18,621,719	4,005,150	17,986,968
平成22年7月28日 (注)9	2,160,476	9,903,516	4,001,201	22,622,921	4,001,201	21,988,169
平成22年7月28日 (注)10	2,160,410	12,063,926	4,001,079	26,624,000	4,001,079	25,989,249
平成22年7月28日 (注)11	138,822	12,202,748	257,098	26,881,098	257,098	26,246,347
平成22年7月28日 (注)12	1,818,182	14,020,930	250,000	27,131,098	250,000	26,496,347
平成22年7月28日 (注)13			26,831,098	300,000	26,496,347	
平成22年7月30日 (注)14	519,030	13,501,900		300,000		

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月28日 (注)15	1,818,182	15,320,082		300,000		
平成23年1月31日 (注)16	1,818,182	13,501,900		300,000		
平成23年7月28日 (注)17	945,661	14,447,561		300,000		
平成23年7月29日 (注)18	11,676	14,435,885		300,000		

(注) 1 平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割いたしました。

2 新株予約権の権利行使

3 有償第三者割当増資

発行価格 26,450円

資本組入額 13,225円

割当先は、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社であります。

4 新株予約権の権利行使

5 平成20年10月24日開催の定時株主総会において、繰越利益剰余金の欠損填補を図るため資本準備金の減少を決議いたしました。そのため、資本準備金が475,721千円減少しております。

6 有償第三者割当増資

普通株式

発行価格 192円

資本組入額 96円

割当先 加藤照美、北山英樹、井康彦、風巻正人

7 有償第三者割当増資

A種優先株式

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

8 有償第三者割当増資

B種優先株式

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

9 有償第三者割当増資

C種優先株式

発行価格 3,704円

資本組入額 1,852円

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

10 有償第三者割当増資

D種優先株式

発行価格 3,704円

資本組入額 1,852円

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

11 有償第三者割当増資

E種優先株式

発行価格 3,704円

資本組入額 1,852円

割当先 GS Capital Partners Fund, L.P.  
GS Capital Partners Offshore Fund, L.P.  
GS Capital Partners Parallel, L.P.  
GS Capital Partners GmbH & Co., KG.

12 有償第三者割当増資

譲渡制限種類株式

発行価格 275円  
資本組入額 137.5円  
割当先 秋元竜弥

13 資本金及び資本準備金の減少

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

14 自己株式の消却

自己株式（519,030株）の消却によるものであります。

15 譲渡制限種類株式の転換

譲渡制限種類株式の取得請求権行使による普通株式1,818,182株の増加によるものであります。

16 自己株式の消却

自己株式（譲渡制限種類株式1,818,182株）の消却によるものであります。

17 優先株式の転換

B種優先株式の取得請求権行使による普通株式945,661株の増加によるものであります。

18 自己株式の消却

自己株式（B種優先株式11,676株）の消却によるものであります。

19 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、取得請求権の行使に伴う優先株式の取得と引換えによる普通株式の交付により、発行済株式が56,937株増加しております。また、優先株式の消却により発行済株式が703株減少しております。

(6) 【所有者別状況】

(普通株式)

(平成23年7月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		14	16	81	37	36	25,773	25,957	
所有株式数(株)		231,777	56,780	1,624,288	143,928	9,372	7,886,091	9,952,236	
所有株式数の割合(%)		2.34	0.57	16.32	1.45	0.09	79.23	100.00	

(A種優先株式)

(平成23年7月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		17		3				20	
所有株式数(株)		2,112		6,804				8,916	
所有株式数の割合(%)		23.68		76.32				100.00	

( B種優先株式 )

(平成23年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		9		2				11	
所有株式数 (株)		4,872		10,153				15,025	
所有株式数 の割合(%)		32.43		67.57				100.00	

( C種優先株式 )

(平成23年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		17		3				20	
所有株式数 (株)		511,170		1,649,306				2,160,476	
所有株式数 の割合(%)		23.66		76.34				100.00	

( D種優先株式 )

(平成23年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		17		3				20	
所有株式数 (株)		511,143		1,649,267				2,160,410	
所有株式数 の割合(%)		23.66		76.34				100.00	

( E種優先株式 )

(平成23年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)					4			4	
所有株式数 (株)					138,822			138,822	
所有株式数 の割合(%)					100			100.00	

(7) 【大株主の状況】

「所有株式数別」

(平成23年7月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16-4	2,485,684	17.22
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 代表社員 ジーエス・ピーアイイー・ホールディングス合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	2,389,708	16.55
秋元 竜弥	東京都目黒区	1,822,772	12.63
加藤 照美	東京都多摩市	1,274,054	8.83
株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	554,674	3.84
北山 英樹	福岡県福岡市中央区	169,873	1.18
井 康彦	福岡県福岡市中央区	160,417	1.11
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	119,589	0.83
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	107,722	0.75
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番地	96,634	0.67
計		9,181,127	63.60

「所有議決権数別」

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 (%)
株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16-4	2,482,266	17.22
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 代表社員 ジーエス・ピーアイイー・ホールディングス合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	2,376,370	16.49
秋元 竜弥	東京都目黒区	1,822,772	12.65
加藤 照美	東京都多摩市	1,274,054	8.84
株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	550,162	3.82
北山 英樹	福岡県福岡市中央区	169,873	1.18
井 康彦	福岡県福岡市中央区	160,417	1.11
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	119,425	0.83
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	107,722	0.75
第一勧業信用組合	東京都新宿区四谷2丁目13番地	96,501	0.67
計		9,159,562	63.56

- (注) 1 前事業年度末現在主要株主であった加藤照美氏は当事業年度において主要株主ではなくなりました。  
2 前事業年度末現在主要株主であった株式会社麹町興産は当事業年度において主要株主ではなくなりました。  
3 当事業年度において株式会社エム・エル・エスが新たに主要株主となりました。



(8) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

(平成23年7月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 8,916 B種優先株式 15,025		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,952,236 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822	9,952,236 2,160,476 2,160,410 138,822	(注)
単元未満株式			
発行済株式総数	14,435,885		
総株主の議決権		14,411,944	

(注) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の内容は、「1(1) 発行済株式」の「内容」に記載しております。

【自己株式等】

(平成23年7月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成15年5月16日臨時株主総会および会社法に基づき、平成20年12月9日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成15年5月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名及び従業員33名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	

(平成20年12月9日取締役会決議)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名及び従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第4号による取得請求権付株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)		価額の総額(千円)
	譲渡制限種類株式		
当事業年度における取得自己株式	譲渡制限種類株式	1,818,182	
	B種優先株式	11,676	
当期間における取得自己株式	B種優先株式	703	

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	譲渡制限種類株式	1,818,182		
	B種優先株式	11,676	703	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、株主価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要不可欠な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

これらを踏まえ、経営理念の更なる具現化として掲げている「三つのS（注）」のより具体的な数値目標として、配当性向30%超を目指して経営に邁進してまいります。

平成23年7月期の普通株式に係る期末配当金につきましては、前述の業績により、まことに遺憾ながら無配とさせていただきますたく存じます。優先株式の配当金につきましても、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますたく存じます。なお、配当性向は算出しておりません。

当社の事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は取締役会であり、基準日は1月31日となっております。期末配当に関しましては、決定機関は株主総会となっております。

内部留保資金につきましては、企業価値と企業体質の更なる発展、成長、経営基盤の強化のため、たな卸資産の購入など積極的な事業投資に活用し、継続的な利益還元を実現してまいります。

（注）「三つのS」

CS...Customer's Satisfaction（顧客満足）

ES...Employee's Satisfaction（従業員満足）

SS...Shareholder's Satisfaction（株主満足）

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月
最高(円)	44,850	41,400	4,950	1,468	1,599
最低(円)	28,230	4,320	360	227	202

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	620	475	414	377	365	333
最低(円)	491	202	308	290	298	265

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		高橋 康夫	昭和30年7月29日生	昭和54年5月 株式会社長谷川工務店（現株式会社長谷工コーポレーション）入社 平成17年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員事業本部長 平成17年8月 当社取締役事業本部長 平成18年2月 当社取締役事業開発本部長 平成18年11月 当社取締役新規事業部長 平成19年4月 当社取締役新規事業本部長 平成19年11月 当社取締役事業三部長 平成20年8月 当社取締役事業本部長 平成20年10月 当社取締役事業本部長兼株式会社アルデプロ住宅販売代表取締役 平成20年11月 当社取締役兼株式会社アルデプロ住宅販売代表取締役 平成21年5月 当社取締役事業一部長 平成21年10月 当社代表取締役社長（現任）	(注3)	普通株式 3,881
取締役	経営管理部長	久保 玲士	昭和33年1月26日生	平成3年7月 小堀会計事務所入所 平成8年11月 株式会社アテネコーポレーション入社 平成9年10月 同社取締役管理部長 平成14年1月 当社入社 平成14年2月 当社取締役管理本部長 平成14年11月 当社常務取締役 平成16年6月 当社常務取締役経営企画室長 平成16年8月 当社常務取締役 平成18年2月 当社常務取締役経営管理本部長 平成19年10月 当社代表取締役社長 平成20年10月 当社取締役副社長 平成21年5月 当社取締役副社長兼経営管理本部長 平成21年10月 当社取締役経営管理本部長 平成22年2月 当社取締役経営管理部長（現任）	(注3)	普通株式 6,073
取締役	事業部長	遠藤 正博	昭和47年7月17日生	平成9年4月 オリジナルロジテックス株式会社入社 平成14年3月 調布リハウス株式会社（三井のリハウス調布店）入社 平成15年5月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員事業推進本部長 平成17年8月 当社取締役事業推進本部長 平成18年2月 当社常務取締役 平成18年11月 当社専務取締役 平成21年5月 当社専務取締役事業本部長 平成21年10月 当社取締役事業本部長 平成22年2月 当社取締役事業部長（現任）	(注3)	普通株式 4,838
取締役	ファイナンス部長	牧口 正一	昭和44年11月2日生	平成5年4月 株式会社武蔵野銀行入社 平成13年12月 ダイヤモンドリース株式会社（現三菱UFJリース株式会社）入社 平成16年11月 株式会社アーバンコーポレーション入社 平成19年11月 当社入社 平成21年5月 当社ファイナンス部長 平成21年10月 当社取締役ファイナンス部長 平成21年11月 当社取締役ファイナンス本部長 平成22年2月 当社取締役ファイナンス部長（現任）	(注3)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
取締役		細川 和 憲 (注1)	昭和24年 8月27日	昭和48年 4月 平成16年 7月 平成17年 4月 平成18年 4月 平成19年 5月 平成22年 7月	国税庁入庁 関東信越国税不服審判所長 東京経済大学現代法学部教授 東京経済大学現代法学部・大学院 法学研究科教授(現任) 税理士登録 当社取締役(現任)	(注3)		
監査役(常勤)		椎塚 裕一 (注2)	昭和43年11月21日生	平成3年 4月 平成11年 8月 平成16年10月 平成20年10月	水落司法書士事務所入所 麹町総合事務所(現 司法書士法人 麹町総合事務所)入所 株式会社アーバンビジョン監査役 (現任) 当社監査役就任(現任)	(注4)		
監査役		伊禮 勇吉 (注2)	昭和12年 8月25日生	昭和37年 4月 昭和38年 4月 昭和39年10月 昭和40年 4月 昭和42年 4月 昭和44年 4月 平成15年 6月 平成15年 9月	琉球政府文教局勤務 琉球政府巡回裁判所勤務 司法試験合格 最高裁判所司法研修所入所 東京弁護士会入会、成毛法律事務所 入所 伊禮法律事務所(現伊禮綜合法律 事務所)設立(現任) 株式会社オオバ 社外監査役(現 任) 当社監査役(現任)	(注5)	普通株式 3,000	
監査役		柿本 謙二 (注2)	昭和42年 5月 4日生	平成元年10月 平成5年11月 平成9年 3月 平成11年10月 平成15年 4月 平成15年 4月 平成18年10月 平成21年 2月	サンワ・等松青木監査法人(現有限 責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士第三次試験合格 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現有限責任監 査法人トーマツ)退所 株式会社ファンコミュニケーション ズ監査役(現任) 株式会社アイビービー設立 代表 取締役(現任) アーク綜合事務所開設 代表(現 任) 当社監査役(現任) 株式会社アロークロスベクトホル ディングス(現アロークロスベ クトリアリティー)代表取締役	(注4)		
計								17,792

- (注) 1 取締役細川和憲は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2 監査役椎塚裕一、伊禮勇吉及び柿本謙二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3 任期は平成23年10月28日開催の定時株主総会による選任後、平成25年7月期に係る定時株主総会終結の時まで  
であります。  
4 任期は平成22年10月28日開催の定時株主総会による選任後、平成26年7月期に係る定時株主総会終結の時まで  
であります。  
5 任期は平成23年10月28日開催の定時株主総会による選任後、平成27年7月期に係る定時株主総会終結の時まで  
であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、継続的に企業価値を高めていくためには極めて基本的なことであります。不公正・非効率な経営は企業価値を損なうのみならず、会社の継続的な成長にとって致命的な妨げになると認識しております。

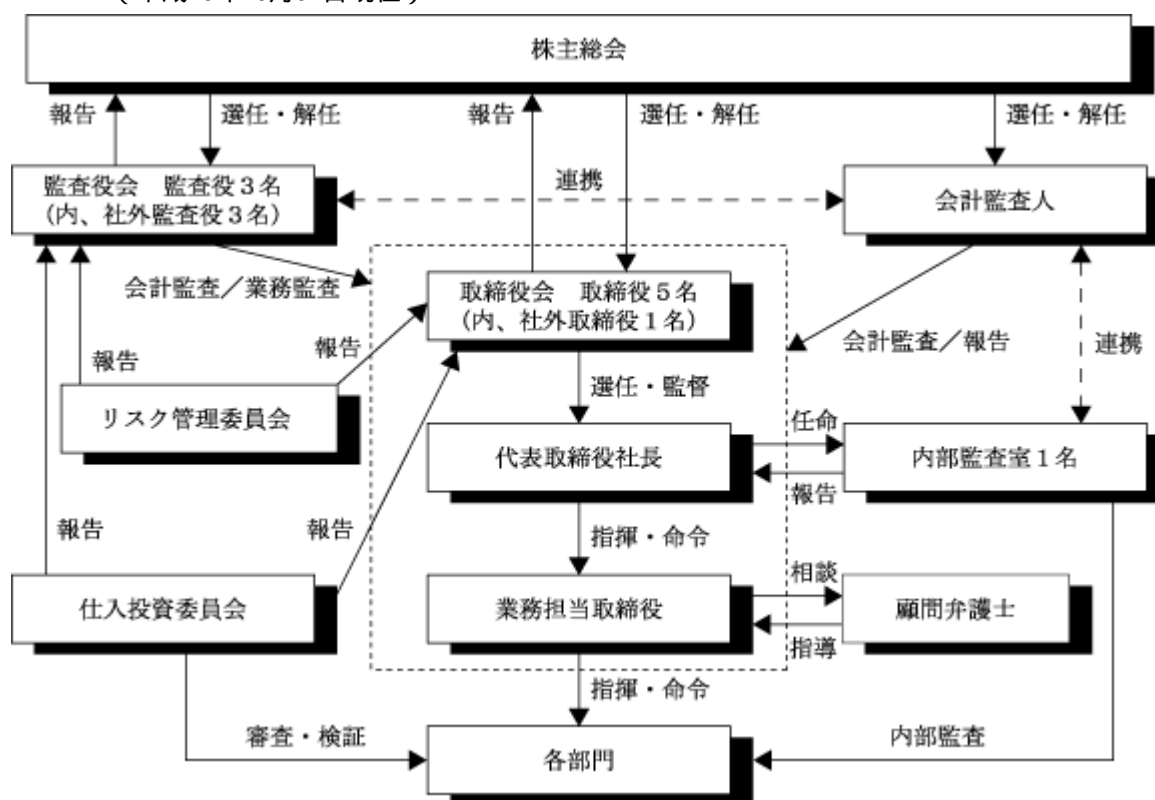
したがって、会社構成員とりわけ経営者及び管理職が率先し、志と自己規律を高めて法令遵守・順法精神の向上に努め、さらには徹底した対話を重ねて経営戦略の共有化を図っていくことによって、企業価値の向上を目指していく所存であります。また、株主の皆様、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会等の制度の強化・改善を図りながらコーポレート・ガバナンスを充実させてまいりたいと考えております。

#### ・企業統治の体制の概要

#### 会社の機関の内容

当社の経営組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。

(平成23年10月31日現在)



#### (ア)取締役会

取締役会は毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催も行い、重要な業務執行および法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。取締役は平成23年10月31日現在5名（うち1名は社外取締役）であり、組織及び人員構成からは適正であると考えております。取締役会において十分に議論を尽くすことで経営上の良し悪しの判断を明確にしていく社風を維持してまいります。そのことにより、経営の効率化と意思決定・業務執行の迅速化、さらには競争力の強化と企業価値の向上を目指しております。

#### (イ)監査役会および監査役監査

当社では、委員会制度は採用せず、監査役制度を効果的に活用したいと考えております。当社監査役会の主な活動としては、各監査役が取締役会に出席するほか、常勤監査役を中心として社内各部署に対

して業務執行状況の監査を行っております。当社の監査役は平成23年10月31日現在3名であり、全員を社外監査役（うち1名が常勤監査役）とし、健全な経営を遂行するためのチェック体制や内部統制の充実に努めております。

#### (ウ)仕入投資委員会

平成21年10月23日付で公表しておりますとおり、当社は過年度決算の修正について調査委員会から報告書を受け取った旨の発表を行いました。過年度決算の修正を行うこととなった原因の一つに、事業計画の立案や検証に甘さがあったことは否定できず、また仕入れた物件の評価について会計上保守的に認識すべきとの視点が不足しておりました。さらに、事業計画の進捗の報告義務が不徹底であったことがあげられます。これらの事態を回避し、より安全・確実な収益の獲得を目指すために、仕入投資委員会を設置しました。

本委員会は、取締役会に対して仕入・開発行為についての勧告・検証を行う委員会であり、当社の販売用不動産の仕入及び販売について、売買取引の内容を審査し、意見を述べるものとしております。

なお、本委員会は、当社取締役から2名、内部監査室から1名、当社とは独立した外部者から2名の合計5名で構成されております。

本委員会が勧告・検証する事項は、当社の行う以下の行為としております。

販売用不動産の仕入

開発行為

固定資産（収益を生むものに限る）の購入

すでに資産として計上されている販売用不動産、固定資産の他の用途への転用

本委員会は、定例委員会（毎月1回）および臨時委員会（随時）を開催しており、その活動状況は当社の定例取締役会に報告されております。

#### ・企業統治の体制を採用する理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容および会社規模等に鑑み、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。取締役会の意思決定機能および監督機能の強化、執行責任の明確化および業務執行の迅速化を図る一方、社外取締役も加えた取締役会による業務執行の監督機能、監査役会による監督・監査機能の整備・運用、また仕入投資委員会による審査・検証・勧告により、適切なガバナンス体制が構築されているものと考えております。

#### ・内部統制システムの整備の状況

#### (ア)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、文書管理規程および情報管理規程に、各組織単位毎の詳細な保管文書一覧を定め、定期的に整備状況を精査・確認する。また、必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整える。

取締役および従業員の業務執行にかかる情報については、ITの効率活用、情報のデータベース化、必要情報の存否・保存状況の検索システム等について、総務担当部門が情報の統括管理を所管し、必要な研究・検討を進める。

#### (イ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的な組織として、代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価する。

取締役および管理職位にある者は、取締役会決議または職務権限規程に基づき、その付与された権限の範囲内で職務を履行し、その範囲内で、損失発生危険を管理する。付与された権限を越える場合は、「稟議規程」に定める決裁を要し、その許可された範囲内で、損失の危険を管理する。



取締役および管理者の職務の履行におけるリスク管理の基本的事項については、別に、「リスク管理基本規程」を定める。

総務担当部門は、情報セキュリティマネジメントシステムの構築を討議し、必要に応じて外部機関の認証も取得することで、社内外ともに有効かつ安心の情報管理に取り組むものとする。

(ウ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。

経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸として、短期経営計画に基づき毎年策定される年度計画の目標達成のために、各業務執行ラインが活動することとする。

日常の職務執行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の責任者が「職務権限基準表」に定めた意思決定ルールに則り、業務を遂行することとする。

職務分掌規程、職務権限規程および職務権限基準表に定めた運用基準は、規程・基準の改廃を含めて総務担当部門が所管し、日常業務における意思決定ルールの明確化と定着化を目指して、厳格な監視・指導に務める。

(エ) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、全取締役および従業員のコンプライアンスに対する啓蒙活動について討議し、コンプライアンス・マニュアルを制定して実行・指導する。

日常の業務執行においては、全取締役、従業員が定められた職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づいた処理を実施する。

コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

(オ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人の体制

監査役の職務を補助すべき専任部門およびスタッフは、内部監査室に兼務させる。

(カ) 前記(オ)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

上記の使用人の職務遂行の評価については、監査役の意見を聴取するものとする。

(キ) 取締役・使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役または監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。

監査役には、主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに資料等が提出される。

監査役は、定期的に取り締役・監査役連絡会を開催し、更に、必要に応じ随時業務執行状況の報告を受けることができる。

(ク) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の職責、心構え、監査基準等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。

監査役は、監査の実施に当たり、監査役独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査室、会計監査人とも相互連携する。

監査役は、会計監査人との両者の監査業務の品質および効率を高めるため、四半期毎に1回および必要により情報・意見交換等を行い、内部監査室を含めた緊密な連携を図る。

必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

#### 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

当社各部門および管理部門から独立した組織である内部監査室は毎月1回、各部署に対して内部監査を実施し、各部署の業務が法令・規則および社内規程等に即して行われているか監査しております。なお、内部監査室の人員は平成23年10月31日現在、1名であります。なお、監査計画を毎年1回監査役会において報告しております。また、内部監査の結果を毎月1回開催される取締役会および監査役会において報告しており、その際、各取締役および各監査役が適宜意見を発表しております。

監査役監査では、各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準、監査の方針、監査計画等に従って、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しております。また、監査役会では、会計監査人および内部監査室と定期的に会合を持って連携を図り、監査役会においてこれらの活動によって得られた情報を報告し、各監査役はこれを共有したうえで、意見交換や重要事項の協議を行っております。

なお、監査役柿本謙二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

会計監査では、会社法および金融商品取引法に基づき、監査契約を締結している明誠監査法人は、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名：

指定社員・業務執行社員 市原豊、指定社員・業務執行社員 武田剛

・監査業務に係る補助者の構成：その他7名（公認会計士試験合格者、システム監査担当者等）

なお、監査役会において、会計監査人が監査の実施状況および監査方針を説明しております。

#### 社外取締役および社外監査役

当社は、平成23年10月28日開催の第24回定時株主総会における取締役選任決議および監査役選任決議により、社外取締役1名、社外監査役3名の体制を継続しております。これにより全役員（取締役5名、監査役3名、計8名）のうち半数の4名が社外取締役および社外監査役によって占められており、当社が取り組むコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制のさらなる強化に資するものと考えております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役の細川和憲氏ならびに社外監査役の椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏および柿本謙二氏の3名との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任することにより、的確な情報共有と充実した審議を基盤とした経営判断に努めております。各社外取締役および社外監査役は、これまでの経験を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を果たしております。取締役会においては、社長または担当取締役から当社の営業活動の状況、内部統制の状況、内部監査実施状況等について定期的に報告を受けております。また、主に社外取締役からは経営陣から独立した客観的視点での助言等を、社外監査役からは取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保することに資する指摘等を得ております。また、監査役会においては、各監査役が取締役会に出席し必要に応じて意見を述べていることに加え、監査役会において必要情報を全員で共有し、意見交換や重要事項の協議を行うなどにより、取締役の職務執行の監査を行っております。

また、これら社外取締役および社外監査役は、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなし

うる人格、識見、能力を有していると会社が判断しております。

なお、社外取締役1名、社外監査役3名は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程で規定する独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役、社外監査役）の要件を充足していることから、一般株主保護のため、独立役員として届け出ております。

社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系、取引関係、その他の利害関係

社外監査役伊禮勇吉は、平成23年7月31日現在当社株式を3,000株所有しております。また、当社の顧問弁護士である伊禮竜之助は、社外監査役伊禮勇吉の実子であります。当社は伊禮竜之助に対して、法律問題の処理・相談に係る手数料として平成23年7月期に600千円の取引を行っております。その他、人的関係、その他の利害関係はございません。

平成23年10月31日現在上記以外の社外取締役1名、社外監査役2名とは、人的、資本的及びその他の利害関係はありません。

取締役の定数および取締役の選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任議案は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営理念でもあります「三つの豊かさの追求」のうちの「経済的豊かさの追求」を各ステークホルダー、ことに株主の皆様と共有する一環として、利益還元を機動的に行いたいと考えております。その実現のため取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、基準日は1月31日としております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応し、資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

役員報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	28,944	28,800	144	4
監査役 (社外監査役を除く)				
社外役員	8,700	8,700		4

(注) 1. 上記支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでお

- ります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年10月24日開催の定時株主総会において、年額1億4,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）とする決議をしております。
  3. 監査役の報酬限度額は、平成15年10月24日開催の定時株主総会において年額3,000万円以内とする決議をしております。
  4. 社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額については、該当事項はありません。
  5. 役員賞与については、該当事項はありません。

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 役員の報酬等の額の決定に関する方針

各取締役の報酬については、会社の業績、役位、在籍期間における実績、社内バランス等を総合的に勘案し、株主総会で決議頂いた総額の範囲内で、取締役会で決定することにしております。

ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定することにしております。

各監査役の報酬については、株主総会で決議頂いた総額の範囲内で、監査役の協議によって決定することにしております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 7,104千円

□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）	保有目的
株式会社コーセーアールイー	96	2,774	営業政策投資目的

（当事業年度）

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）	保有目的
株式会社コーセーアールイー	19,200	7,104	営業政策投資目的

種類株式の発行について

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式、B種優先株式を発行しております。

当社は、配当金の優先配当について普通株式と異なる定めをした議決権のあるC種優先株式、D種優先株式、E種優先株式を発行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000		22,000	
連結子会社				

計	22,000		22,000	
---	--------	--	--------	--

**【その他重要な報酬の内容】**

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

**【監査報酬の決定方針】**

当社の監査公認会計士等に対する報酬については、監査計画に基づく監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得たうえで、監査報酬を決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)は、改正前の「連結財務諸表規則」に基づき、当連結会計年度(平成22年8月1日から平成23年7月31日まで)は、改正後の「連結財務諸表規則」に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)は、改正前の「財務諸表等規則」に基づき、当事業年度(平成22年8月1日から平成23年7月31日まで)は、改正後の「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)及び当連結会計年度(平成22年8月1日から平成23年7月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)及び当事業年度(平成22年8月1日から平成23年7月31日まで)の財務諸表について、明誠監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集等に努めております。また、公益財団法人財務会計基準機構等の行うセミナーに参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年7月31日)	当連結会計年度 (平成23年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	58,132	11,532
受取手形及び売掛金	31	-
たな卸資産	2, 4 13,929,982	2, 4 10,341,914
前渡金	63,577	10,000
預け金	1,142,584	87,071
その他	47,460	564,378
貸倒引当金	8,742	5,454
流動資産合計	15,233,027	11,009,443
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1, 2 5,400	1 -
土地	2 11,506	-
有形固定資産合計	16,907	-
投資その他の資産		
投資有価証券	2,774	7,104
差入保証金	15,142	7,500
長期貸付金	-	200,000
長期滞留債権等	623,520	200,000
その他	28,417	26,911
貸倒引当金	623,520	218,238
投資その他の資産合計	46,335	223,277
固定資産合計	63,242	223,277
資産合計	15,296,269	11,232,721

	前連結会計年度 (平成22年7月31日)	当連結会計年度 (平成23年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2, 3 11,980,064	2, 3 9,195,546
1年内返済予定の長期借入金	140,229	45,494
未払金	1,455,420	424,204
未払費用	453,025	456,638
未払法人税等	10,917	969
解約損失引当金	-	10,000
その他	683,806	466,056
流動負債合計	14,723,463	10,598,910
固定負債		
長期借入金	279,720	356,956
退職給付引当金	13,345	6,262
長期未払金	208,760	140,131
固定負債合計	501,825	503,350
負債合計	15,225,288	11,102,261
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金	8,462,898	-
利益剰余金	8,694,237	175,688
株主資本合計	68,661	124,311
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,025	2,304
その他の包括利益累計額合計	2,025	2,304
新株予約権	4,346	3,843
純資産合計	70,981	130,459
負債純資産合計	15,296,269	11,232,721



【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
売上高	8,356,392	4,761,293
売上原価	<sup>2</sup> 14,649,229	<sup>2</sup> 4,459,578
売上総利益又は売上総損失( )	6,292,837	301,714
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 1,179,524	<sup>1</sup> 787,951
営業損失( )	7,472,361	486,236
営業外収益		
受取利息	431	4,617
受取手数料	60,414	48,929
不動産取得税等還付金	27,505	-
違約金収入	43,150	-
雑収入	12,607	18,486
営業外収益合計	144,108	72,033
営業外費用		
支払利息	1,724,138	115,831
支払手数料	9,382	1,118
消費税相殺差損	50,172	19,839
株式交付費	100,071	-
その他	2,640	180
営業外費用合計	1,886,404	136,970
経常損失( )	9,214,658	551,173
特別利益		
関係会社株式売却益	-	11,154
投資有価証券売却益	-	41
固定資産売却益	<sup>3</sup> 1,781	<sup>3</sup> 430
賞与引当金戻入額	4,473	-
貸倒引当金戻入額	259,844	334
債務免除益	1,794,634	536,686
償却債権取立益	-	664
新株予約権戻入益	-	1,154
解約損失引当金戻入額	-	50,000
その他	59,521	50,000
特別利益合計	2,120,254	650,465

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<b>特別損失</b>		
貸倒損失	297,650	-
減損損失	4 52,566	-
投資有価証券売却損	1,178	-
課徴金	281,550	-
損害賠償金	2,000	-
和解金	124,497	42,030
上場違約金	10,000	-
事業再生費用	260,850	-
債権譲渡損	575,000	-
<b>特別損失合計</b>	<b>1,605,292</b>	<b>42,030</b>
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	8,699,696	57,262
法人税、住民税及び事業税	5,060	1,611
法人税等調整額	-	-
<b>法人税等合計</b>	<b>5,060</b>	<b>1,611</b>
少数株主損益調整前当期純利益	-	55,650
少数株主利益又は少数株主損失( )	-	-
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>8,704,757</b>	<b>55,650</b>

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	55,650
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	4,329
その他の包括利益合計	-	<sup>2</sup> 4,329
包括利益	-	<sup>1</sup> 59,980
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	59,980

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	12,944,169	300,000
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	14,186,929	-
資本金から剰余金への振替	26,831,098	-
<b>当期変動額合計</b>	12,644,169	-
当期末残高	300,000	300,000
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	12,309,418	8,462,898
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	14,186,929	-
資本金から剰余金への振替	26,831,098	-
欠損填補	44,864,547	8,462,898
<b>当期変動額合計</b>	3,846,519	8,462,898
当期末残高	8,462,898	-
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	44,854,028	8,694,237
<b>当期変動額</b>		
欠損填補	44,864,547	8,462,898
当期純利益又は当期純損失( )	8,704,757	55,650
<b>当期変動額合計</b>	36,159,790	8,518,549
当期末残高	8,694,237	175,688
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	19,600,440	68,661
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	28,373,858	-
資本金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純利益又は当期純損失( )	8,704,757	55,650
<b>当期変動額合計</b>	19,669,101	55,650
当期末残高	68,661	124,311

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	1,200	2,025
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	825	4,329
当期変動額合計	825	4,329
当期末残高	2,025	2,304
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
前期末残高	1,200	2,025
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	825	4,329
当期変動額合計	825	4,329
当期末残高	2,025	2,304
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	2,693	4,346
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,652	502
当期変動額合計	1,652	502
当期末残高	4,346	3,843
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	19,598,946	70,981
当期変動額		
新株の発行	28,373,858	-
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,704,757	55,650
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	827	3,827
当期変動額合計	19,669,928	59,477
当期末残高	70,981	130,459

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	8,699,696	57,262
減価償却費	291	132
減損損失	52,566	-
貸倒損失	297,650	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	259,844	3,288
賞与引当金の増減額( は減少)	4,473	-
解約損失引当金の増減額( は減少)	-	50,000
退職給付引当金の増減額( は減少)	1,925	5,809
受取利息及び受取配当金	431	4,617
支払利息	1,725,990	115,831
その他固定資産の増減額( は増加)	-	15,985
投資有価証券売却及び評価損益( は益)	1,178	41
株式交付費	100,071	-
債務免除益	1,794,634	536,686
関係会社株式売却損益( は益)	-	11,154
固定資産売却損益( は益)	1,781	430
売上債権の増減額( は増加)	65	31
たな卸資産の増減額( は増加)	12,390,768	3,113,224
前渡金の増減額( は増加)	254,244	50,710
その他の流動資産の増減額( は増加)	81,633	10,884
仕入債務の増減額( は減少)	244,150	-
未払消費税等の増減額( は減少)	20,210	61,622
前受金の増減額( は減少)	1,000	3,000
その他の流動負債の増減額( は減少)	511,458	1,049,355
その他	918,893	426,234
小計	5,352,936	2,187,537
利息及び配当金の受取額	431	4,617
利息の支払額	107,695	138,887
法人税等の支払額	51,847	11,559
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,193,825	2,041,707

	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	552,005	-
定期預金の払戻による収入	702,005	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	<sup>2</sup> 249,790
投資有価証券の売却による収入	3,736	42
有形固定資産の売却による収入	1,781	430
有形固定資産の取得による支出	1,028	154
差入保証金の差入による支出	40,000	-
差入保証金の回収による収入	46,878	7,738
その他	1,660	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>163,029</b>	<b>241,733</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	5,985,746	2,784,518
長期借入金の返済による支出	3,508	17,497
株式の発行による収入	1,170,000	-
株式交付費の支出	-	100,071
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,819,254</b>	<b>2,902,086</b>
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	537,600	1,102,113
現金及び現金同等物の期首残高	59,761	1,200,717
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	603,355	-
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b><sup>1</sup> 1,200,717</b>	<b><sup>1</sup> 98,604</b>

【継続企業の前提に関する事項】

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 1社</p> <p>連結子会社の名称 株式会社アルデプロ住宅販売 平成20年10月9日に当社グループの100%出資により株式会社アルデプロ住宅販売を設立しました。平成21年7月期においては、同社は設立初年度で重要性に乏しいため、持分法適用会社としておりましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。</p>	<p>連結子会社の数 社</p> <p>平成23年4月27日付で当社100%子会社であった株式会社アルデプロ住宅販売の当社保有株式全株を譲渡し、連結の範囲より除外しております。 なお、平成22年8月1日から平成23年4月30日までの損益計算書を連結しております。</p>
2 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ. 有価証券     其他有価証券     時価のあるもの     決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>    時価のないもの     移動平均法による原価法によっております。</p> <p>ロ. たな卸資産     販売用不動産、仕掛品     個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。</p> <p>    貯蔵品     最終仕入原価法（収益性の低下に基づき簿価の切下げの方法）によっております。</p>	<p>イ. 有価証券     其他有価証券     時価のあるもの     同左</p> <p>    時価のないもの     同左</p> <p>ロ. たな卸資産     販売用不動産     同左</p> <p>    貯蔵品     同左</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ. 有形固定資産     定率法によっております。     但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。     なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>    建物 15年～28年</p> <p>ロ. 長期前払費用     定額法によっております。</p>	<p>イ. 有形固定資産     同左</p> <p>ロ. 長期前払費用     同左</p>



項目	前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>イ．貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ．解約損失引当金</p> <p>ハ．退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>イ．貸倒引当金 同左</p> <p>ロ．解約損失引当金 不動産売買契約の解約に伴う損失に備えるため、当連結会計年度における負担見込額を計上しております。</p> <p>ハ．退職給付引当金 同左</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>
<p>3 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p>	
<p>4 のれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、子会社の実態に基づきその効果の発現する期間（5年）において均等償却を行っております。また、負ののれんについては、その効果の発現する期間（5年）において均等償却を行っております。</p> <p>ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。</p>	
<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	

【会計処理方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
	<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年 3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年7月31日)	当連結会計年度 (平成23年7月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,421千円 減損損失累計額 72,618	1 有形固定資産の減損損失累計額 57,584千円
2 担保資産及び担保付債務	2 担保資産及び担保付債務
担保資産	担保資産
販売用不動産 13,386,928千円	販売用不動産 10,341,914千円
建物 4,479	担保付負債
土地 11,506	短期借入金 8,992,842
合計 13,402,914	
担保付負債	
短期借入金 11,904,851	
合計 11,904,851	
3 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	3 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越契約の総額 2,488,000千円	当座貸越契約の総額 2,488,000千円
借入実行残高 626,908	借入実行残高 626,034
差引額 1,861,091	差引額 1,861,965
4 たな卸資産の内訳	4 たな卸資産の内訳
販売用不動産 13,853,235千円	販売用不動産 10,341,914千円
仕掛品 76,746	

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)																																
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">566,611千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">240,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">3,091</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">管理諸費</td> <td style="text-align: right;">124,488</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">12,979</td> </tr> </table> <p>2 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 5,986,946千円</p> <p>3 固定資産売却益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">61千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,720千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,781千円</td> </tr> </table> <p>4 減損損失 当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">その他事業</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">千葉県柏市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識にいたった経緯 当社が有している有形固定資産について、評価額が簿価よりも下落していることから、減損損失を認識しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額 52,566千円</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 当社グループは減損会計の適用に当たり、事業単位(関連会社)を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 当社グループの回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値を採用しております。また、正味売却可能価額については処分価額により算定しており、使用価値については将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定しております。</p>	販売手数料	566,611千円	給与及び賞与	240,500	退職給付費用	3,091	管理諸費	124,488	広告宣伝費	12,979	車両運搬具	61千円	工具器具備品	1,720千円	合計	1,781千円	用途	種類	場所	その他事業	土地	千葉県柏市	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">252,036千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">176,743</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">管理諸費</td> <td style="text-align: right;">115,823</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">7,029</td> </tr> </table> <p>2 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 40,201千円</p> <p>3 固定資産売却益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">430千円</td> </tr> </table>	販売手数料	252,036千円	給与及び賞与	176,743	管理諸費	115,823	広告宣伝費	7,029	工具器具備品	430千円
販売手数料	566,611千円																																
給与及び賞与	240,500																																
退職給付費用	3,091																																
管理諸費	124,488																																
広告宣伝費	12,979																																
車両運搬具	61千円																																
工具器具備品	1,720千円																																
合計	1,781千円																																
用途	種類	場所																															
その他事業	土地	千葉県柏市																															
販売手数料	252,036千円																																
給与及び賞与	176,743																																
管理諸費	115,823																																
広告宣伝費	7,029																																
工具器具備品	430千円																																

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
親会社株主に係る包括利益	8,705,582千円
少数株主に係る包括利益	- 千円
計	8,705,582千円
2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	825千円
計	825千円

[次へ](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	4,217,839	3,489,584	519,030	7,188,393
譲渡制限種類株式		1,818,182		1,818,182
A種優先株式		8,916		8,916
B種優先株式		26,701		26,701
C種優先株式		2,160,476		2,160,476
D種優先株式		2,160,410		2,160,410
E種優先株式		138,822		138,822
合計	4,217,839	9,803,091	519,030	13,501,900
自己株式				
普通株式		519,030	519,030	
合計		519,030	519,030	

(変更事由の概要)

増加数の内容は、次のとおりであります。

1. 普通株式の増加3,489,584株は、第三者割当による増加であります。
2. 譲渡制限種類株式の増加1,818,182株は、第三者割当による増加であります。
3. A種優先株式の増加8,916株は、第三者割当による増加であります。
4. B種優先株式の増加26,701株は、第三者割当による増加であります。
5. C種優先株式の増加2,160,476株は、第三者割当による増加であります。
6. D種優先株式の増加2,160,410株は、第三者割当による増加であります。
7. E種優先株式の増加138,822株は、第三者割当による増加であります。
8. 普通株式の自己株式の増加519,030株は、当社元取締役相談役秋元竜弥からの無償譲渡による増加であります。

減少数の内容は、次のとおりであります。

1. 普通株式の減少519,030株は、自己株式519,030株の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高(千円)
			前連結会計年 度末	増加	減少	当連結会計年 度末	
提出会社	平成20年12月の ストック・オブ ションとしての 新株予約権						4,346
	合計						4,346

当連結会計年度（自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式数				
普通株式	7,188,393	2,763,843		9,952,236
譲渡制限種類株式	1,818,182		1,818,182	
A種優先株式	8,916			8,916
B種優先株式	26,701		11,676	15,025
C種優先株式	2,160,476			2,160,476
D種優先株式	2,160,410			2,160,410
E種優先株式	138,822			138,822
合計	13,501,900	2,763,843	1,829,858	14,435,885
自己株式				
譲渡制限種類株式		1,818,182	1,818,182	
B種優先株式		11,676	11,676	
合計		1,829,858	1,829,858	

（変更事由の概要）

増加数の内容は、次のとおりであります。

1. 普通株式の増加2,763,843株は、譲渡制限種類株式およびB種優先株式の転換による増加であります。
2. 譲渡制限種類株式の自己株式の増加1,818,182株は、転換に伴う当社の取得であります。
3. B種優先株式の自己株式の増加11,676株は、転換に伴う当社の取得であります。

減少数の内容は、次のとおりであります。

1. 譲渡制限種類株式の減少1,818,182株は、自己株式1,818,182株の消却によるものであります。
2. B種優先株式の減少11,676株は、自己株式11,676株の消却によるものであります。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度 末残高（千円）
			前連結会計年 度末	増加	減少	当連結会計年 度末	
提出会社	平成20年12月の ストック・オプ ションとしての 新株予約権						3,843
	合計						3,843

[次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)																														
<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 7月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">58,132千円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">1,142,584</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,200,717</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	58,132千円	預け金	1,142,584	現金及び現金同等物	1,200,717	<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 7月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">11,532千円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">87,071</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">98,604</td> </tr> </table> <p>2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 株式会社アルデプロ住宅販売(平成23年 4月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">741,698千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,172千円</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">743,871千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">11,751千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">731,273千円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">743,025千円</td> </tr> <tr> <td>株式会社アルデプロ住宅販売株式の売却価額</td> <td style="text-align: right;">12,000千円</td> </tr> <tr> <td>株式会社アルデプロ住宅販売の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">261,790千円</td> </tr> <tr> <td>差引：株式会社アルデプロ住宅販売売却による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">249,790千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	11,532千円	預け金	87,071	現金及び現金同等物	98,604	流動資産	741,698千円	固定資産	2,172千円	資産合計	743,871千円	流動負債	11,751千円	固定負債	731,273千円	負債合計	743,025千円	株式会社アルデプロ住宅販売株式の売却価額	12,000千円	株式会社アルデプロ住宅販売の現金及び現金同等物	261,790千円	差引：株式会社アルデプロ住宅販売売却による支出	249,790千円
現金及び預金勘定	58,132千円																														
預け金	1,142,584																														
現金及び現金同等物	1,200,717																														
現金及び預金勘定	11,532千円																														
預け金	87,071																														
現金及び現金同等物	98,604																														
流動資産	741,698千円																														
固定資産	2,172千円																														
資産合計	743,871千円																														
流動負債	11,751千円																														
固定負債	731,273千円																														
負債合計	743,025千円																														
株式会社アルデプロ住宅販売株式の売却価額	12,000千円																														
株式会社アルデプロ住宅販売の現金及び現金同等物	261,790千円																														
差引：株式会社アルデプロ住宅販売売却による支出	249,790千円																														
<p>3 重要な非資金取引の内容</p> <p>&lt;増加額&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資本金</td> <td style="text-align: right;">13,601,929千円</td> </tr> <tr> <td>資本準備金</td> <td style="text-align: right;">13,601,929千円</td> </tr> </table> <p>&lt;減少額&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">15,991,782千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">755,163千円</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: right;">10,002,717千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">454,195千円</td> </tr> </table>	資本金	13,601,929千円	資本準備金	13,601,929千円	短期借入金	15,991,782千円	長期借入金	755,163千円	社債	10,002,717千円	未払金	454,195千円																			
資本金	13,601,929千円																														
資本準備金	13,601,929千円																														
短期借入金	15,991,782千円																														
長期借入金	755,163千円																														
社債	10,002,717千円																														
未払金	454,195千円																														

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動に必要な資金を資本市場からの資金調達もしくは金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、また、デリバティブ取引は社内規程により行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各事業セグメントにおける担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであります。事業再生ADR手続の成立により、借入金の利息については、年1%と定めており、金利変動リスクを回避しております。また、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	58,132	58,132	
(2)投資有価証券	2,774	2,774	
(3)短期借入金	(11,980,064)	(11,980,064)	
(4)長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	(419,949)	(403,954)	(15,994)

(注)1.金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(1)	0

(1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注)3.金融債権の連結決算日後の償還予定額

種類	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	58,132					
合計	58,132					

(注)4.長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照下さい。



## (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動に必要な資金を資本市場からの資金調達もしくは金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、また、デリバティブ取引は社内規程により行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであります。事業再生ADR手続の成立により、借入金の利息については、年1%と定めており、金利変動リスクを回避しております。また、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,532	11,532	
(2) 投資有価証券	7,104	7,104	
(3) 短期借入金	(9,195,546)	(9,195,546)	
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	(402,451)	(381,057)	(21,394)

(注) 1. 負債に計上されているものにつきましては( )で表示しております。

(注) 2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

## (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照下さい。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年7月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの 株式 債券 その他			
小計			
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの 株券 債券 その他	2,774	4,800	2,025
小計	2,774	4,800	2,025
合計	2,774	4,800	2,025

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	4,022		1,178

当連結会計年度（平成23年7月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	7,104	4,800	2,304
債券			
その他			
小計	7,104	4,800	2,304
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
株券			
債券			
その他			
小計			
合計	7,104	4,800	2,304

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却損益の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 13,345千円 退職給付引当金の額 13,345	2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 6,262千円 退職給付引当金の額 6,262
3 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 3,091千円	3 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 2,204千円
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法によっております。	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年 7月31日)	当連結会計年度 (平成23年 7月31日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)	1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)
減価償却超過額 11,142千円 退職給付引当金 5,431 損害賠償損失引当金 24,420 投資有価証券評価損 24,979 商品評価損 10,187,207 貸倒引当金繰入限度超過額 230,684 未収入金 439,560 債務免除益 9,783,791 減損損失 21,394 未払金 40,729 前渡金 339,845 繰越欠損金 4,378,581 その他 8,003	減価償却超過額 6,678千円 退職給付引当金 2,548 解約損失引当金 4,070 投資有価証券評価損 6,084 商品評価損 9,084,900 貸倒引当金繰入限度超過額 9,927 債務免除益 9,783,791 繰越欠損金 6,255,265 その他 132,487
小計 25,495,771	小計 25,285,754
評価性引当額 25,495,771	評価性引当額 25,285,754
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失を計上したため、当該事項の記載を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.7
	住民税均等割 2.8
	連結子会社の当期純損失 9.2
	子会社株式売却損の連結修正 8.6
	延滞税・加算税等 46.7
	評価性引当の増減 88.7
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.8

[前△](#) [次△](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社勤務 2カ月以上の従業員33名	当社取締役 5名及び従業員52名
株式の種類及び付与数	普通株式 1個(注)	普通株式 8,010個
付与日	平成15年 5月30日	平成20年12月 9日
権利確定条件	付与日(平成15年 5月30日)から 権利確定日(平成17年 5月16日) まで継続して勤務していること	付与日(平成20年12月 9日)から 権利確定日(平成22年10月24日) まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成15年 5月30日 ~平成17年 5月16日	平成20年12月9日 ~平成22年10月24日
権利行使期間	平成17年 5月17日 ~平成25年 5月15日	平成22年10月25日 ~平成30年10月24日

(注) 当社は以下のように株式分割を行っております。株式の付与数は、株式分割前の数であります。  
平成15年10月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月 5日付をもって普通株式 1株を 2株に分割  
平成16年 4月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 6月18日付をもって普通株式 1株を 4株に分割  
平成16年 9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式 1株を10株に分割  
平成18年 6月 1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年 8月 1日付をもって普通株式 1株を 5株に分割

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
権利確定前		
期首(株)		12,410
付与(株)		
失効(株)		4,400
権利確定(株)		
未確定残(株)		8,010
権利確定後		
期首(株)	400	
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)	400	

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
権利行使価格(円)	150	1,358
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)		624

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社勤務 2カ月以上の従業員33名	当社取締役 5名及び従業員52名
株式の種類及び付与数	普通株式 1個(注)	普通株式 6,160個
付与日	平成15年 5月30日	平成20年12月 9日
権利確定条件	付与日(平成15年 5月30日)から 権利確定日(平成17年 5月16日) まで継続して勤務していること	付与日(平成20年12月 9日)から 権利確定日(平成22年10月24日) まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成15年 5月30日 ～平成17年 5月16日	平成20年12月9日 ～平成22年10月24日
権利行使期間	平成17年 5月17日 ～平成25年 5月15日	平成22年10月25日 ～平成30年10月24日

(注) 当社は以下のように株式分割を行っております。株式の付与数は、株式分割前の数であります。  
平成15年10月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月 5日付をもって普通株式 1株を 2株に分割  
平成16年 4月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 6月18日付をもって普通株式 1株を 4株に分割  
平成16年 9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式 1株を10株に分割  
平成18年 6月 1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年 8月 1日付をもって普通株式 1株を 5株に分割

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
権利確定前		
期首(株)		8,010
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		8,010
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)	400	
権利確定(株)		8,010
権利行使(株)		
失効(株)		1,850
未行使残(株)	400	6,160

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
権利行使価格(円)	150	1,358
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)		624

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

該当事項はありません。

[前△](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

	不動産 再活事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	7,630,245	726,146	8,356,392		8,356,392
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高				( )	
計	7,630,245	726,146	8,356,392	( )	8,356,392
営業費用	14,514,787	757,198	15,271,985	556,768	15,828,753
営業損失( )	6,884,541	31,051	6,915,593	556,768	7,472,361
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出					
資産	14,092,778		14,092,778	1,203,491	15,296,269
減価償却費		291	291		291
減損損失	52,566		52,566		52,566
資本的支出				1,028	1,028

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 不動産再活事業...中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売

(2) その他...賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、556,768千円であり、その主なものは、管理部門に係る営業費用であります。

4 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、1,203,491千円であり、その主なものは、管理部門に係る現預金、投資有価証券等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。



【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、築年数の経過した中古マンションを仕入れ、リフォームなどのバリューアップを施して販売する「不動産再活事業」を主な事業とし、不動産再活事業に付随する不動産賃貸等を「その他事業」として展開しております。

したがって、当社グループでは、「不動産再活事業」と「その他事業」を報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額
	不動産再活事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,630,245	726,146	8,356,392		8,356,392
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	7,630,245	726,146	8,356,392		8,356,392
セグメント損失( )	6,884,541	31,051	6,915,593	556,768	7,472,361
セグメント資産	14,092,778		14,092,778	1,203,491	15,296,269
その他の項目					
減価償却費		291	291		291
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額				1,028	1,028

(注) 1 セグメント利益の調整額 556,768千円は、各報告セグメントに配賦されない全社費用 556,768千円でありま  
す。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整しております。

3 セグメント資産は、連結貸借対照表の資産合計と調整しております。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,028千円は、子会社の建物の設備投資額であります。

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額
	不動産再活事業	その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,200,819	560,473	4,761,293		4,761,293
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	4,200,819	560,473	4,761,293		4,761,293
セグメント利益又はセグメン ト損失( )	170,630	142,996	27,633	458,603	486,236
セグメント資産	11,127,013		11,127,013	105,708	11,232,721
その他の項目					
減価償却費		132	132		132
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額				154	154

- (注) 1 セグメント利益の調整額 458,603千円は、各報告セグメントに配賦されない全社費用 458,603千円でありま  
す。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 2 セグメント資産の調整額105,708千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産105,708千円でありま  
す。
- 3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整しております。
- 4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額154千円は、子会社の建物の設備投資額であります。

#### 【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

#### 1 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東海建物(株)	578,627千円	不動産再活事業
(株)玉屋	960,430千円	不動産再活事業
(株)マルエス原田	956,060千円	不動産再活事業

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当連結会計年度(自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)

該当事項はありません。

**(追加情報)**

当連結会計年度(自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年 3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	秋元竜弥			前当社取締役	(被所有)直接15.32		当社に対する出資(注) 当社に対する当社普通株式の無償譲渡	500,000		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

平成22年 6月 1日開催の当社取締役会決議に基づき、取締役会決議日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(275円)を発行価額とし、譲渡制限種類株式1,818,182株を割り当てております。また、当該取引条件は、特に有利な条件ではありません。

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	秋元竜弥			前当社取締役	(被所有)直接12.65		販売用不動産の仕入	78,400		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

販売用不動産の仕入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年 7月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
1株当たり純資産額	3,013円05銭	2,368円76銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失( )	2,038円43銭	6円17銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1株当たり当期純損失が計上され ているため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額については記載 していません。	6円17銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	70,981	130,459
普通株式に係る純資産額(千円)	27,137,222	23,574,442
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	4,346	3,843
優先株式等	27,203,858	23,701,058
普通株式の発行済株式数(株)	9,006,575	9,952,236
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	9,006,575	9,952,236

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当連結会計年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
連結損益計算書上の当期純利益又は当期純損 失( )(千円)	8,704,757	55,650
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ( )(千円)	8,704,757	55,650
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	4,270,318	9,016,938
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の 算定に用いられた普通株式増加数の主要な内 訳(株)		
新株予約権		297
普通株式増加額(株)		297
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権 第1回新株予約権 第6回新株予約権 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式	新株予約権 第6回新株予約権 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	11,980,064	9,195,546	1.00	
1年以内に返済予定の長期借入金	140,229	45,494	1.00	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	279,720	356,956	1.00	平成25年7月～ 平成27年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
1年以内に返済予定のその他有利子負債	3,340	1,500	1.00	
有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)	6,660	8,500	1.00	平成25年7月～ 平成27年7月
合計	12,410,013	9,607,998	1.00	

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
104,987	125,984	125,984		

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成22年8月1日 至平成22年10月31日)	第2四半期 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	第3四半期 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	第4四半期 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
売上高(千円)	937,274	613,355	1,548,196	1,662,466
税金等調整前四半期 純利益金額又は税金 等調整前四半期純損 失金額( ) (千 円)	245,532	8,129	72,785	107,355
四半期純利益金額又 は四半期純損失金額 ( ) (千円)	244,889	10,183	71,392	107,662
1株当たり四半期純 利益金額又は1株当 たり四半期純損失金 額( ) (円)	27.19	1.13	7.93	11.90



2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	26,745	11,532
売掛金	31	-
販売用不動産	1 13,407,130	1 10,341,914
貯蔵品	200	-
前渡金	60,000	10,000
前払費用	4,819	3,561
短期貸付金	-	530,000
預け金	1,142,584	87,071
その他	85,083	30,816
貸倒引当金	8,742	5,454
流動資産合計	14,717,854	11,009,443
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 34,628	24,763
減価償却累計額	30,149	24,763
建物(純額)	4,479	-
構築物	220	220
減価償却累計額	220	220
構築物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	43,563	32,601
減価償却累計額	43,563	32,601
工具、器具及び備品(純額)	-	-
土地	1 11,506	-
有形固定資産合計	15,985	-
投資その他の資産		
投資有価証券	2,774	7,104
関係会社株式	0	-
出資金	1,725	1,725
関係会社長期貸付金	456,000	-
長期貸付金	-	200,000
長期滞留債権等	623,520	200,000
その他	40,425	32,686
貸倒引当金	623,520	218,238
投資その他の資産合計	500,925	223,277
固定資産合計	516,910	223,277
資産合計	15,234,765	11,232,721

	前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	1, 2 11,980,064	1, 2 9,195,546
1年内返済予定の長期借入金	140,229	45,494
未払金	1,416,084	424,204
未払費用	452,222	456,638
預り金	57,430	3,584
未払法人税等	9,590	969
未払消費税等	265,903	325,009
預り敷金	276,578	128,043
前受収益	-	8,316
解約損失引当金	60,000	10,000
その他	18,625	1,104
流動負債合計	14,676,729	10,598,910
固定負債		
長期借入金	279,720	356,956
退職給付引当金	12,429	6,262
長期未払金	208,760	140,131
固定負債合計	500,909	503,350
負債合計	15,177,638	11,102,261
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	8,462,898	-
資本剰余金合計	8,462,898	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,708,092	175,688
利益剰余金合計	8,708,092	175,688
株主資本合計	54,805	124,311
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,025	2,304
評価・換算差額等合計	2,025	2,304
新株予約権	4,346	3,843
純資産合計	57,126	130,459
負債純資産合計	15,234,765	11,232,721

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)
売上高	6,972,978	4,217,401
売上原価	<sup>2</sup> 13,529,378	<sup>2</sup> 3,996,700
売上総利益又は売上総損失( )	6,556,399	220,701
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 1,008,161	<sup>1</sup> 717,960
営業損失( )	7,564,561	497,259
営業外収益		
受取利息	17,136	<sup>3</sup> 16,082
受取配当金	101	140
受取手数料	60,414	48,929
不動産取得税等還付金	27,505	-
違約金収入	43,150	-
雑収入	<sup>3</sup> 31,340	26,327
営業外収益合計	179,648	91,479
営業外費用		
支払利息	1,719,195	115,831
社債利息	1,851	-
支払手数料	3,577	1,118
株式交付費	100,071	-
消費税相殺差損	37,761	15,494
その他	548	-
営業外費用合計	1,863,006	132,444
経常損失( )	9,247,919	538,225
特別利益		
固定資産売却益	<sup>4</sup> 1,781	<sup>4</sup> 430
関係会社株式売却益	-	11,999
投資有価証券売却益	-	41
賞与引当金戻入額	4,234	-
貸倒引当金戻入額	259,844	334
債務免除益	1,794,634	536,686
新株予約権戻入益	-	1,154
償却債権取立益	-	664
解約損失引当金戻入額	-	50,000
その他	59,521	50,000
特別利益合計	2,120,015	651,311

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
特別損失		
投資有価証券売却損	1,178	-
損害賠償金	2,000	-
減損損失	52,566	-
和解金	124,497	42,030
貸倒損失	297,650	-
課徴金	281,550	-
上場違約金	10,000	-
事業再生費用	232,279	-
債権譲渡損	575,000	-
特別損失合計	1,576,721	42,030
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ( )	8,704,625	71,055
法人税、住民税及び事業税	3,467	1,549
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	3,467	1,549
当期純利益又は当期純損失 ( )	8,708,092	69,505

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)		当事業年度 (自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
不動産再活事業					
建物仕入高		944,010	92.7	227,557	28.3
土地仕入高				453,214	56.4
仕入直接経費				21,540	2.7
仕掛品抽出科目		74,261	7.3	101,707	12.6
合計		1,018,272	100.0	804,019	100.0
期首販売用不動産 たな卸高		25,751,159		13,407,130	
期首仕掛品たな卸高		431,165			
他勘定振替高		388,000			
他勘定受入高				45,486	
期末販売用不動産 たな卸高		13,407,130		10,341,914	
期末仕掛品たな卸高					
不動産再活事業売上原価			13,405,467		3,914,721
その他事業					
支払管理費等		123,910	100.0	81,978	100.0
その他事業売上原価			123,910		81,978
売上原価合計			13,529,378		3,996,700

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	12,944,169	300,000
当期変動額		
新株の発行	14,186,929	-
資本金から剰余金への振替	26,831,098	-
当期変動額合計	12,644,169	-
当期末残高	300,000	300,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	12,309,418	-
当期変動額		
新株の発行	14,186,929	-
準備金から剰余金への振替	26,496,347	-
当期変動額合計	12,309,418	-
当期末残高	-	-
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	-	8,462,898
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	26,831,098	-
準備金から剰余金への振替	26,496,347	-
欠損填補	44,864,547	8,462,898
当期変動額合計	8,462,898	8,462,898
当期末残高	8,462,898	-
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	12,309,418	8,462,898
当期変動額		
新株の発行	14,186,929	-
資本金から剰余金への振替	26,831,098	-
欠損填補	44,864,547	8,462,898
当期変動額合計	3,846,519	8,462,898
当期末残高	8,462,898	-
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	44,864,547	8,708,092
当期変動額		
欠損填補	44,864,547	8,462,898
当期純利益又は当期純損失( )	8,708,092	69,505
当期変動額合計	36,156,455	8,532,404
当期末残高	8,708,092	175,688
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	44,864,547	8,708,092
当期変動額		
欠損填補	44,864,547	8,462,898
当期純利益又は当期純損失( )	8,708,092	69,505
当期変動額合計	36,156,455	8,532,404
当期末残高	8,708,092	175,688

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	19,610,960	54,805
当期変動額		
新株の発行	28,373,858	-
資本金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純利益又は当期純損失( )	8,708,092	69,505
当期変動額合計	19,665,766	69,505
当期末残高	54,805	124,311
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	1,200	2,025
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	825	4,329
当期変動額合計	825	4,329
当期末残高	2,025	2,304
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	1,200	2,025
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	825	4,329
当期変動額合計	825	4,329
当期末残高	2,025	2,304
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	2,693	4,346
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,652	502
当期変動額合計	1,652	502
当期末残高	4,346	3,843
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	19,609,466	57,126
当期変動額		
新株の発行	28,373,858	-
当期純利益又は当期純損失( )	8,708,092	69,505
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	827	3,827
当期変動額合計	19,666,593	73,333
当期末残高	57,126	130,459

【継続企業の前提に関する事項】

前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 販売用不動産、仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下に基づき簿価の切下げの方法）によっております。</p>	<p>(1) 販売用不動産 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 28年</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 長期前払費用 同左</p>
4 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用処理してあります。</p>	<p>株式交付費</p>



項目	前事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当事業年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 解約損失引当金 不動産売買契約の解約に伴う損失に備えるため、当事業年度における負担見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 解約損失引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 なお、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当事業年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	当事業年度 (自平成22年8月1日 至平成23年7月31日)
<p>(貸借対照表) 前事業年度まで、流動負債「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」及び「預り敷金」は、当事業年度において、資産総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度の「未払消費税等」は、245,552千円、「預り敷金」は、251,379千円であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)
<p>1 担保資産及び担保付負債</p> <p>担保資産</p> <p>販売用不動産           13,386,928 千円</p> <p>建物                       4,479</p> <p>土地                       11,506</p> <p style="text-align: right;">合計                       13,402,914</p> <p>担保付負債</p> <p>短期借入金               11,904,851</p> <p style="text-align: right;">合計                       11,904,851</p> <p>2 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越契約の総額       2,488,000 千円</p> <p>借入実行残高               626,908</p> <p>差引額                       1,861,091</p>	<p>1 担保資産及び担保付負債</p> <p>担保資産</p> <p>販売用不動産           10,341,914 千円</p> <p>担保付負債</p> <p>短期借入金               8,992,842</p> <p>2 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越契約の総額       2,488,000 千円</p> <p>借入実行残高               626,034</p> <p>差引額                       1,861,965</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)																																																										
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">504,864千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">52,500</td></tr> <tr><td>給与及び賞与</td><td style="text-align: right;">111,996</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,334</td></tr> <tr><td>管理諸費</td><td style="text-align: right;">123,886</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">11,214</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">64,189</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>  おおよその割合</td><td> </td></tr> <tr><td>    販売費</td><td style="text-align: right;">51.2%</td></tr> <tr><td>    一般管理費</td><td style="text-align: right;">48.8</td></tr> </table> <p>2 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 5,986,946千円</p> <p>3 関係会社に係るもの 雑収入 19,533千円</p> <p>4 固定資産売却益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>車両運搬具</td><td style="text-align: right;">61千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">1,720</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">1,781</td></tr> </table> <p>5 減損損失 当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">その他事業</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">千葉県柏市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識にいたった経緯 当社が有している有形固定資産について、評価額が簿価よりも下落していることから、減損損失を認識しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額 52,566千円</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 当社は減損会計の適用に当たり、事業単位（関連会社）を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 当社グループの回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値を採用しております。また、正味売却可能価額については処分価額により算定しており、使用価値については将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定しております。</p>	販売手数料	504,864千円	役員報酬	52,500	給与及び賞与	111,996	退職給付費用	2,334	管理諸費	123,886	広告宣伝費	11,214	水道光熱費	64,189			おおよその割合		販売費	51.2%	一般管理費	48.8	車両運搬具	61千円	工具器具備品	1,720	合計	1,781	用途	種類	場所	その他事業	土地	千葉県柏市	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">237,234千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">37,500</td></tr> <tr><td>給与及び賞与</td><td style="text-align: right;">104,260</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,204</td></tr> <tr><td>管理諸費</td><td style="text-align: right;">115,177</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">6,006</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">58,618</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">53,326</td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td>  おおよその割合</td><td> </td></tr> <tr><td>    販売費</td><td style="text-align: right;">36.0%</td></tr> <tr><td>    一般管理費</td><td style="text-align: right;">64.0</td></tr> </table> <p>2 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 40,201千円</p> <p>3 関係会社に係るもの 受取利息 11,649千円</p> <p>4 固定資産売却益の内訳 工具器具備品 430千円</p>	販売手数料	237,234千円	役員報酬	37,500	給与及び賞与	104,260	退職給付費用	2,204	管理諸費	115,177	広告宣伝費	6,006	水道光熱費	58,618	租税公課	53,326			おおよその割合		販売費	36.0%	一般管理費	64.0
販売手数料	504,864千円																																																										
役員報酬	52,500																																																										
給与及び賞与	111,996																																																										
退職給付費用	2,334																																																										
管理諸費	123,886																																																										
広告宣伝費	11,214																																																										
水道光熱費	64,189																																																										
おおよその割合																																																											
販売費	51.2%																																																										
一般管理費	48.8																																																										
車両運搬具	61千円																																																										
工具器具備品	1,720																																																										
合計	1,781																																																										
用途	種類	場所																																																									
その他事業	土地	千葉県柏市																																																									
販売手数料	237,234千円																																																										
役員報酬	37,500																																																										
給与及び賞与	104,260																																																										
退職給付費用	2,204																																																										
管理諸費	115,177																																																										
広告宣伝費	6,006																																																										
水道光熱費	58,618																																																										
租税公課	53,326																																																										
おおよその割合																																																											
販売費	36.0%																																																										
一般管理費	64.0																																																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		519,030	519,030	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 519,030株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 519,030株

当事業年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度	増加	減少	当事業年度末
譲渡制限 種類株式(株)		1,818,182	1,818,182	
B種優先株式 (株)		11,676	11,676	
合計		1,829,858	1,829,858	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

取得請求権付種類株式の転換請求による取得 1,829,858株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 1,829,858株

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

リース契約 1件当たりのリース料総額が300万円以上のリース物件がないため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

リース契約 1件当たりのリース料総額が300万円以上のリース物件がないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年 7月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式 0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年 7月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年7月31日)	当事業年度 (平成23年7月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">11,142 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">5,058</td></tr> <tr><td>損害補償損失引当金</td><td style="text-align: right;">24,420</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">230,684</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">10,187,207</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">24,979</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td style="text-align: right;">439,560</td></tr> <tr><td>債務免除益</td><td style="text-align: right;">9,783,791</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">21,394</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">40,729</td></tr> <tr><td>前渡金</td><td style="text-align: right;">339,845</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11,964</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">4,378,581</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">25,499,360</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">25,499,360</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table>	減価償却超過額	11,142 千円	退職給付引当金	5,058	損害補償損失引当金	24,420	貸倒引当金繰入限度超過額	230,684	商品評価損	10,187,207	投資有価証券評価損	24,979	未収入金	439,560	債務免除益	9,783,791	減損損失	21,394	未払金	40,729	前渡金	339,845	その他	11,964	繰越欠損金	4,378,581	小計	25,499,360	評価性引当額	25,499,360	繰延税金資産合計	_____	<p>1 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">6,678 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">2,548</td></tr> <tr><td>解約損失引当金</td><td style="text-align: right;">4,070</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">6,084</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">9,084,900</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">9,927</td></tr> <tr><td>債務免除益</td><td style="text-align: right;">9,783,791</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">6,255,265</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">132,487</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">25,285,754</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">25,285,754</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table>	減価償却超過額	6,678 千円	退職給付引当金	2,548	解約損失引当金	4,070	投資有価証券評価損	6,084	商品評価損	9,084,900	貸倒引当金繰入限度超過額	9,927	債務免除益	9,783,791	繰越欠損金	6,255,265	その他	132,487	小計	25,285,754	評価性引当額	25,285,754	繰延税金資産合計	_____
減価償却超過額	11,142 千円																																																								
退職給付引当金	5,058																																																								
損害補償損失引当金	24,420																																																								
貸倒引当金繰入限度超過額	230,684																																																								
商品評価損	10,187,207																																																								
投資有価証券評価損	24,979																																																								
未収入金	439,560																																																								
債務免除益	9,783,791																																																								
減損損失	21,394																																																								
未払金	40,729																																																								
前渡金	339,845																																																								
その他	11,964																																																								
繰越欠損金	4,378,581																																																								
小計	25,499,360																																																								
評価性引当額	25,499,360																																																								
繰延税金資産合計	_____																																																								
減価償却超過額	6,678 千円																																																								
退職給付引当金	2,548																																																								
解約損失引当金	4,070																																																								
投資有価証券評価損	6,084																																																								
商品評価損	9,084,900																																																								
貸倒引当金繰入限度超過額	9,927																																																								
債務免除益	9,783,791																																																								
繰越欠損金	6,255,265																																																								
その他	132,487																																																								
小計	25,285,754																																																								
評価性引当額	25,285,754																																																								
繰延税金資産合計	_____																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、当該事項の記載を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.6</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">2.1</td></tr> <tr><td>延滞税・加算税等</td><td style="text-align: right;">37.6</td></tr> <tr><td>評価性引当の増減</td><td style="text-align: right;">78.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">2.2</td></tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	住民税均等割	2.1	延滞税・加算税等	37.6	評価性引当の増減	78.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.2																																								
	(%)																																																								
法定実効税率	40.7																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6																																																								
住民税均等割	2.1																																																								
延滞税・加算税等	37.6																																																								
評価性引当の増減	78.8																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.2																																																								

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年8月1日至平成23年7月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年7月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
1株当たり純資産額	3,014円58銭	2,368円76銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )	2,039円21銭	7円71銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載していません。	7円71銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	57,126	130,459
普通株式に係る純資産額(千円)	27,151,078	23,574,442
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	4,346	3,843
優先株式等	27,203,858	23,701,058
普通株式の発行済株式数(株)	9,006,575	9,952,236
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	9,006,575	9,952,236

1株当たり当期純利益当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	8,708,092	69,505
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	8,708,092	69,505
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	4,270,318	9,016,938
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権		297
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 第1回新株予約権 第6回新株予約権 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式	新株予約権 第6回新株予約権 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式

[次へ](#)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	当事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

[前△](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株コーセーアールイー	19,200	7,104
計				7,104

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又 は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	34,628		9,865	24,763	24,763		
構築物	220			220	220		
工具、器具及び備品	43,563		10,962	32,601	32,601		
土地	11,506		11,506				
有形固定資産計	89,919		32,334	57,584	57,584		
無形固定資産							
ソフトウェア	10,995			10,995	10,995		
無形固定資産計	10,995			10,995	10,995		

【引当金明細表】

区分	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)1	632,262	22,104	423,520	7,154	223,692
解約損失引当金	60,000			50,000	10,000

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2 解約損失引当金の当期減少額「その他」は、回収による減少額であります。



(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		
預金の種類	普通預金	11,532
	郵便貯金	0
	計	11,532
合計		11,532

b 販売用不動産

名称	金額(千円)
販売用土地	7,064,115
販売用建物	3,277,798
計	10,341,914

(イ) 販売用土地

名称	面積(㎡)	金額(千円)
東京都	859.24	1,719,000
神奈川県	8,479.26	613,985
その他	12,948.27	4,731,130
計	22,286.77	7,064,115

(ロ) 販売用物件

名称	金額(千円)
東京都	125,000
神奈川県	510,000
その他	2,642,798
計	3,277,798

負債の部

a 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社関西アーバン銀行	6,105,687
株式会社十六銀行	616,534
株式会社山陰合同銀行	354,713
広島県信用農業協同組合連合会	354,712
株式会社みちのく銀行	350,788
株式会社東日本銀行	300,146
その他	1,112,962
計	9,195,546

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.ardepro.co.jp">http://www.ardepro.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第23期(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)平成22年10月29日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書

事業年度 第23期(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)平成22年10月29日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第24期第 1 四半期(自 平成22年 8月 1日 至 平成22年10月31日)平成22年12月15日関東財務局長に提出

第24期第 2 四半期(自 平成22年11月 1日 至 平成23年 1月31日)平成23年 3月17日関東財務局長に提出

第24期第 3 四半期(自 平成23年 2月 1日 至 平成23年 4月30日)平成23年 6月14日関東財務局長に提出

#### (4) 有価証券報告書の訂正報告書、有価証券報告書の訂正報告書の確認書

平成23年 3月 4日関東財務局長に提出

平成21年11月 2日に提出した第22期(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年7月31日)

有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (5) 有価証券報告書の訂正報告書、有価証券報告書の訂正報告書の確認書

平成23年 3月 4日関東財務局長に提出

平成22年10月29日に提出した第23期(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年7月31日)

有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (6) 有価証券報告書の訂正報告書、有価証券報告書の訂正報告書の確認書

平成23年 6月14日関東財務局長に提出

平成22年10月29日に提出した第23期(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年7月31日)

有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (7) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成23年 6月14日関東財務局長に提出

平成22年12月15日に提出した第24期第 1 四半期(自 平成22年 8月 1日 至 平成22年10月31日)

に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (8) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成23年 6月14日関東財務局長に提出

平成23年3月17日に提出した第24期第2四半期（自平成22年11月1日至平成23年1月31日）  
に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(9) 臨時報告書

平成23年1月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(10) 臨時報告書

平成23年7月11日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月28日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛  
業務執行社員

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルデプロの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アルデプロが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年10月27日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛  
業務執行社員

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルデプロの平成23年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アルデプロが平成23年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成22年10月28日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年10月27日

株式会社アルデプロ  
取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 豊

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。